

令和3年度 第1回小田原市いじめ防止対策調査会

日時：令和3年（2021年）11月15日（月）

午前10時～午前11時30分

場所：おだわら市民交流センター UMECO 会議室1

次 第

- 1 開 会
- 2 委嘱状交付
- 3 教育長あいさつ
- 4 会長・職務代理者の選出
- 5 議 題
 - (1) 小田原市いじめ防止基本方針について
 - (2) 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について
 - (3) いじめ重大事態に関する調査結果の公表について
- 6 その他
- 7 閉 会

配布資料

- 【資料1】 小田原市いじめ防止対策調査会規則
- 【資料2-1】 小田原市いじめ防止基本方針
- 【資料2-2】 小田原市が実施するいじめ防止の措置
- 【資料2-3】 小田原市のいじめ対策に係る関係機関とその役割について
- 【資料3-1】 令和元年度 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について
- 【資料3-2】 令和2年度小田原市のいじめの認知件数等について
- 【資料4-1】 いじめ重大事態に関する調査結果の公表について
- 【資料4-2】 いじめ重大事態に関する調査結果の公表に係るポイント
- 【参考資料1】 答申書（神奈川県いじめ防止対策調査会）
- 【参考資料2】 公表ガイドライン（横浜市いじめ防止対策調査会）

小田原市いじめ防止対策調査会委員名簿

(任 期 令和3年8月1日～令和5年7月31日)

選出区分	氏名	備 考	新・再
社会福祉士	あしだ まさひろ 芦田 正博	ソーシャルワークオフィス テディ	再任
弁護士	さかもと ゆう 坂本 結	お城通り法律事務所	新任
学識経験者	しまざき まさお 嶋崎 政男	神田外語大学 客員教授	再任
臨床心理士	すぎざき まさこ 杉崎 雅子	小田原短期大学保育学科 准教授	新任
医師	よこた しゅんいちろう 横田 俊一郎	横田小児科医院	再任

※委員は五十音順。敬称略。

小田原市いじめ防止対策調査会規則

(趣旨)

第1条 この規則は、小田原市附属機関設置条例（昭和54年小田原市条例第1号）第2条の規定に基づき設置された小田原市いじめ防止対策調査会（以下「調査会」という。）の組織、運営等に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 調査会は、次に掲げる事項につき、小田原市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、及び必要と認める事項について意見を具申するものとする。

- (1) 小田原市いじめ防止基本方針に基づくいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のために講ずる対策の実効性の向上に関する事項
- (2) 市立の小学校又は中学校で発生したいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）第28条第1項に規定する重大事態に関する事項

(委員)

第3条 調査会の委員（以下「委員」という。）は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 医師
 - (2) 弁護士
 - (3) 臨床心理士
 - (4) 前3号に掲げる者のほか、教育委員会が必要と認める者
- 2 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 委員は、再任されることができる。

(会長)

第4条 調査会に会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長は、会務を総理し、調査会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。
- 4 会長の任期は、委員の任期による。

(会議)

第5条 調査会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 調査会は、委員の2分の1以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 調査会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第6条 調査会において必要があると認めるときは、その会議に、議事に関係のある者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(秘密の保持)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第8条 調査会の事務は、教育部教育総務課において処理する。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、調査会の運営に関し必要な事項は、会長が調査会に諮って定める。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

小田原市いじめ防止基本方針

平成 2 6 年 1 2 月
(平成 3 0 年 3 月改定)

小田原市

小田原市いじめ防止基本方針

〈目 次〉

はじめに	-----	1
I 基本的な考え方	-----	2
1 いじめの定義		
2 いじめに対する基本認識		
3 いじめ対策の基本理念		
4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方		
(1) いじめの未然防止		
(2) いじめの早期発見		
(3) いじめの早期対応		
(4) いじめの解消		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		
II 基本的施策・措置	-----	7
1 市が実施する施策・措置		
(1) いじめの未然防止のための措置		
(2) いじめの早期発見のための措置		
(3) いじめに対する措置		
(4) 家庭・関係機関・地域との連携		
(5) 学校評価における留意事項		
(6) その他		
2 学校が実施する措置		
(1) 学校いじめ防止基本方針の策定		
(2) いじめの未然防止のための措置		
(3) いじめの早期発見のための措置		
(4) いじめに対する措置		
(5) 家庭との連携		
(6) 関係機関との連携		
(7) 地域との連携		
(8) 学校評価における留意事項		

Ⅲ 重大事態への対処 ----- 14

1 いじめの重大事態

2 市教育委員会又は学校による対処

- (1) 重大事態発生への報告
- (2) 事実関係を明確にするための調査
- (3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供
- (4) 調査結果の報告
- (5) 調査結果の公表

3 地方公共団体の長による再調査等

- (1) 再調査の実施
- (2) 調査結果の報告
- (3) 再調査の結果を踏まえた措置

Ⅳ いじめ防止等を推進する体制 ----- 19

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

2 小田原市いじめ問題対策連絡会

3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関

4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関

はじめに

「いじめ問題」は、今日の著しい社会状況の変化の中で、複雑化・多様化しています。また、これまでなかった新たな課題も顕在化してきており、学校・家庭・地域との更なる連携が必要になっています。

こうした社会情勢を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行され、法第11条では国が、法第13条では学校が、いじめ防止基本方針の策定を義務付けられています。法第12条で地方公共団体に対して、地域の実情に応じたいじめ防止基本方針の策定に努めることが規定されました。

本市では、平成16年4月に制定した『小田原市教育都市宣言』において、「一人ひとりが尊い命です。心身ともに健康で思いやりのある人の育成に努めます。」と宣言し、その理念を具体化し実現を図るべく平成19年1月に『おだわらっ子の約束』を制定いたしました。この約束では「明るく笑顔であいさつします」「どんな命でも大切にします」「優しい心でみんなと仲良くします」「『悪いことは悪い』と言える勇気もちます」等を掲げ、学校、家庭、地域・社会が一体となった子どもの健全育成を推進しています。

また、第5次総合計画では、「いのちを大切にす小田原」をまちづくりの目標に掲げ、平成23年2月には小田原市人権施策推進指針を策定し、「誰もが人として大切にされ、共に生き、支え合うまちづくり」をめざしています。

そして、これらをふまえ、市内各学校においては、いじめ問題を含めた児童・生徒指導について様々な取組を進めてきています。

小田原市では、平成26年12月、法の施行の機会を捉えて、いじめ防止対策の総合的かつ効果的な推進を図るために、これまでのいじめ防止や指導の在り方等を整理し、小田原の子どもたちをめぐる様々な状況を踏まえた『小田原市いじめ防止基本方針』（以下「市の基本方針」という。）を策定しました。

今般、法の施行から4年が経過し、国の『いじめ防止等のための基本的な方針』（以下「国の基本方針」という。）や、県の『神奈川県いじめ防止基本方針』（以下「県の基本方針」という。）が改定されました。今回の改定では、いじめの理解の促進、学校の組織的対応の強化、教職員がいじめ防止に取り組める環境の整備、児童・生徒の状況に応じた支援・指導の徹底、家庭・地域との連携や重大事態への対応の強化が掲げられています。それらの内容を反映させるため、市の基本方針も改定することとしました。

I 基本的な考え方

1 いじめの定義 ～「いじめ防止対策推進法」に準拠

いじめは、法第2条で定めたとおり、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいいます。

また、個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた子どもの立場に立つことが必要です。いじめには、多様な態様があることから、法の対象となるいじめに当たるか否かを判断するに当たっては、「心身の苦痛を感じているもの」との要件を限定して解釈されることのないよう努めることが必要です。

2 いじめに対する基本認識

いじめは、全ての子どもに関わる問題であり、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であることから、子どもも大人も次のような基本認識をもって問題に向き合う必要があります。

- いじめは、いじめを受けた児童・生徒の人権を著しく侵害し、尊厳を損う、人間として絶対に許されない行為です。
- いじめは、どの子どもにも、どの学校でも、起こり得る。とりわけ嫌がらせやいじわる等「暴力を伴わないいじめ」は、多くの子どもが入れ替わりながら被害者と加害者になり得ます。
- いじめは、家庭、地域における生活環境や対人関係等、様々な背景から、様々な場面で起こり得ます。
- いじめは、被害者・加害者だけでなく、「観衆」や「傍観者」といわれる周囲の子どもも含めた、学級や部活動等の所属集団の構造上の問題です。
- いじめは、大人が気づきにくいところで行われることが多く、発見しにくいものであるため、日頃から多くの大人の目で子どもを見守ることが必要です。
- いじめは、その行為や態様により、犯罪行為として取り扱われるものもあります。

3 いじめ対策の基本理念

本市では、「いのちを大切にす小田原」の実現をめざし、未来を担う子どもが地域で見守られながら健やかに成長できる環境づくりに努めます。

いじめ問題は、社会全体の問題であるという共通の認識をもち、子どもと大人がともに当事者意識をもっていじめ防止等に取り組むため、次の6項目を基本理念に掲げます。

- 「いじめは、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為である」という認識を、社会全体で共有します。そして、全ての子どもがいじ

めを行わず、子どもも大人もいじめを放置することがないように取り組みます。

- 大人は、あらゆる機会を通して、「いのち」はかけがえのない大切なものであることを子どもたちに伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切にすることを育む教育活動の充実に取り組みます。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こりうることから、地域全体で子どもを見守ります。そのために、子どもに関わる全ての大人がいじめを正しく理解し、市、学校、家庭、地域、関係機関等が連携して取り組みます。
- 学校は、全ての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組みます。
- 学校は、いじめを生まない土壌をつくるために、互いの存在を認め合う居場所づくりと、心の通う絆づくりにつながるような集団づくりを進めていきます。
- 家庭は、いじめの防止等に向け円滑な人間関係を築くための基盤として、子どもたちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力を育むことが大切です。

4 いじめ防止等に関する対策の基本的な考え方

市や市教育委員会、学校は、「いじめ」の特徴を十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」、「解消」に向け適切に取り組むことが必要です。

また、いじめをしない、させない、ゆるさない社会の醸成のために、市や学校、家庭、地域、関係機関とが連携して取り組むことが必要です。

(1) いじめの未然防止

- 家庭や学校では、子どもの発達段階に応じ、人権を尊重し道徳心や規範意識を高める教育を通じて、「いのちを大切にすること」や「他者を尊重し、多様性を認め合う、思いやる力」を育むことが重要です。
- 子どもたちが、自分の存在が認められていること、大切にされていることを意識できることが重要です。そのために、家庭や地域では、家族や大人とふれあう機会を充実させるとともに、大人は子どもの育ちに関心を持ち、支えていく姿勢を示すことが必要です。
- 学校は、教育活動全体を通して、子どもたち一人ひとりに、豊かな情操や道徳心と、他者との関わりの中で互いの人格を尊重し合える態度や社会性、自分の思いを具体的な態度や行動で表すことができるコミュニケーション能力等の育成に努めることが重要です。
- 学校は、「いじめは人間として絶対に許されない行為であること」や、「当事者だけでなく観衆や傍観者がいじめの持続や拡大に大きく影響すること」を教え、子どもたちがいじめの問題について自ら考え、主体的に取り組む機会を設けることが重要です。
- 幼児期の教育においても、発達段階に応じて幼児が他の幼児と関わる中で相手を尊重する気持ちを持って行動できるよう、取り組むことが必要です。

(2) いじめの早期発見

- 教職員は、日頃から、児童・生徒の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるよう資質や能力の向上を図ることが重要です。
- 学校は、けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、子どもの感じる被害性*1 に着目し、いじめに該当するか否かを判断することが必要です。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査や個人面談等によって、常に児童・生徒の状況を把握するとともに、困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努め子どもからの相談に真摯に対応することが重要です。
- 市は、家庭や地域と連携し、社会全体で子どもをいじめから守り、子どものいのちを守る意識をもっていじめ問題に取り組むよう、家庭や地域に対して、いじめに関する啓発を行う必要があります。

*1 いじめられていても、いじめを受けた子どもがいじめを訴えない場合やいじめを否定する場合がありますため注意深く状況を把握する必要があります。

(3) いじめの早期対応

- 学校は、いじめがあることを確認した場合は、あるいはいじめの疑いがある場合は、特定の個人が孤立したり、情報を抱え込んだりすることのないよう、管理職・学級担任・生徒指導担当職員・養護教諭や教育相談コーディネーター等の教職員が連携して、速やかに組織的に対応していくことが必要です。
- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている子どもの心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速に対応します。
- 学校は、いじめがあることを確認した場合は、あるいはいじめの疑いがある場合は、いじめを受けた児童・生徒を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童・生徒の安全を確保します。

(4) いじめの解消

- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対して、いじめは決して許されない行為であることを適切かつ毅然と指導します。なお、いじめられた子どもの立場に立っていじめに当たると判断した場合にも、「いじめ」という言葉を使わず指導する*2 こともあります。また、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童・生徒及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行います。
- 学校は、いじめを受けた子どもやいじめを行った子どもだけでなく、全ての子どもに対し、いじめを誰かに知らせる勇気を持ち、いじめをしないようしっか

り指導します。

- 学級担任や部活動の顧問等は、学級や部活動等の中で、いじめを許容しない雰囲気形成されるよう指導します。
- いじめは、単に謝罪をもって安易に解消している状態*3と判断することはできません。学校はいじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた子ども及びいじめを行った子どもを日常的に注意深く観察します。

*2 例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の児童生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐに加害者が謝罪し教職員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能です。

*3 いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要があります。

①いじめに係る行為の解消

いじめを受けた子どもに対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が3か月を目安に継続していること。ただし、いじめの被害の重大性からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、学校の判断により、より長期の期間を設定するものとします。

②いじめを受けた子どもが心身の苦痛を受けていないこと

いじめが解消しているかどうかを判断する時点において、いじめを受けた子どもがいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。いじめを受けた子ども本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認します。

(5) 家庭との連携

- 家庭は、子ども一人ひとりのささいな変化を見逃さないよう、日頃から子どもとコミュニケーションをとることが大切です。
- 学校と家庭は、児童・生徒一人ひとりに発達段階に応じた道徳観や規範意識等を身に付けさせ、「いのちを大切に作る心」や「他者を思いやる気持ち」を育むために連携して取り組むことが重要です。
- 学校は、いじめを受けた児童・生徒に対し、家庭と連携し、いじめから子どもを守るという強い姿勢を示すとともに子どもに寄り添い、安心して安全な学校生活を送れるよう適切な助言や支援を行うことが必要です。
- 学校は、いじめを行った児童・生徒に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人ひとりが抱える要因や背景を的確に把握し、適切な助言や支援を行うことが必要です。

(6) 関係機関との連携

- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒が立ち直っていくためには、医療や福祉等の専門機関と協力して対応する必要があります。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対応する必要があります。
- 学校や市教育委員会においては、「小田原市いじめ問題対策連絡会」を中心に、関係機関との適切な連携を図るとともに、関係機関の担当者との情報交換や連絡会議の開催等により、日頃から情報を共有する体制を整えます。

(7) 地域との連携

- いじめの問題は、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せることから、学校と地域が連携して対応することが大切です。
- いじめを未然に防止していくため、日頃から子どもたちが、多様な価値観を持つ大人たちと様々な機会を通じて接し、大人たちから存在を認められているという思いを得られるような地域での体験活動等の推進も重要です。
- 学校は、PTAや地域の関係団体等と連携して、社会全体で子どもたちを見守り、健やかな成長を促していくことが必要です。

II 基本的施策・措置

法第 12 条では、地方公共団体は、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するための基本的な方針を定めるよう努めることが求められています。それを受け、本市では、「国の基本方針」及び「県の基本方針」を参考として、本市におけるこれまでのいじめ防止等に関する取組や小田原市学校教育振興基本計画等を踏まえ、地域の様々な関係機関・団体、市民の意見を取り入れ、市の基本方針を策定しました。

今後、この市の基本方針に基づき、次の取組を進めます。

1 市が実施する施策・措置

(1) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条、第 19 条第 1 項、法第 21 条関係）

- いじめを未然に防ぐには、継続的、系統的な指導を行うとともに、地域一体となって児童・生徒を見守る体制をつくることが大切であることから、幼保・小・中一体教育、地域一体教育を基盤とした「未来へつながる学校づくり^{*4}」を推進します。
- 人間の生命がかけがえのないものであることを伝え、いのちを大切にすする心や、他人を思いやる心を育むため、学校における全ての教育活動を通じた道徳教育の充実に努めます。
- あらゆる偏見や差別をなくし、自分の大切さとともに他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、学校における人権教育の充実に努めます。
- 日頃の授業や特別活動、児童・生徒指導や教育相談等を通じて、全ての児童・生徒が安心でき、自己有用感や充実感を得られる学校づくりを支援します。
- 「インターネット上のいじめ」を防止し、効果的に対処することができるよう、学校や家庭に対し、必要な情報提供や啓発活動を行います。
- 警察や関係機関との連携により、いじめの未然防止につながる「非行防止教室」等を、学校や地域の実態に応じて実施します。
- 児童会・生徒会活動でのいじめ防止啓発や、異学年交流の活性化等、各学校における児童・生徒が主体となったいじめ防止の取組を支援します。
- いじめ問題は社会全体の課題であるという意識を、子どもに関わる全ての大人たちが共有できるよう、あらゆる機会を通じて広報します。
- 学校の教職員が児童・生徒と向き合い、家庭、関係機関、地域住民等と連携を図りつつ、いじめの防止等に適切に取り組んでいくことができるようにするために、いじめに適切に対応できる学校指導体制の整備を推進するとともに、教職員が行う業務の明確化等により、教職員の業務負担の軽減を図ります。

^{*4} 未来へつながる学校づくり：「幼保・小・中一体教育」と「地域一体教育」を基盤とし、地域ぐるみで子どもの学びと育ちを支える、小田原のよさを生かした特色ある学校づくり

(2) いじめの早期発見のための措置（法第 16 条、法第 18 条、法第 21 条関係）

- いじめの実態把握、早期発見のため、学校に定期的な報告を求め、取組状況等を点検するとともに、必要に応じて指導・助言を行います。
- いじめに関する相談や通報を受ける相談電話の設置や、スクールカウンセラー*5、スクールソーシャルワーカー*6、の学校への配置等により、児童・生徒及び保護者への相談体制の整備を図ります。
- 市及び関係機関・団体が設置しているいじめに関する相談・通報窓口の周知に努めるとともに、相互の連携が円滑に進むよう努めます。
- 教職員が、いじめを始めとする児童・生徒指導上の問題に対する認識を深め、指導力を高めることができるよう、教職員に対する研修の充実を図ります。

*5 スクールカウンセラー：いじめや不登校、暴力行為等の課題解決を図ることを目的とし、児童生徒、保護者等の心の相談にあたるため、県が各中学校区に配置する臨床心理士等。

*6 スクールソーシャルワーカー：教育の分野に加え、社会福祉に関する専門的な知識や技術を有し、問題を抱えた児童・生徒に対し、該当児童・生徒が置かれた環境への働きかけや、関係機関等とのネットワークの構築など、多様な支援方法を用いて課題解決への対応を図ります。

(3) いじめに対する措置（法第 18 条、法第 23 条、法第 24 条、法第 26 条、法第 27 条関係）

- 市教育委員会は、学校からいじめ（いじめの疑いがあるものを含む）の報告を受けたときは、適切な対応がなされるよう状況に応じて指導・助言を行います。
- 市教育委員会は、いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、解決に向けて関係学校が適切に対応できるよう、学校相互間の連絡・調整を図るとともに、自らも各学校と情報を共有し対応にあたります。
- 学校だけでは対応が困難な事案については、学校警察連携制度*7 を活用したり、県警少年相談・保護センターへ相談したりする等、関係機関と連携して対応にあたります。また、学校からの要請により、「児童・生徒指導支援チーム」を派遣したり、県教育委員会の「学校緊急支援チーム」と連携したりして、早期解決を図ります。
- いじめを受けた児童・生徒等が安心して教育を受けられるようにするために、いじめを行った児童・生徒の保護者に対して、必要に応じて、当該児童・生徒の出席停止を命じる等の措置を講じます。また、出席停止とした場合であっても児童・生徒の教育を受ける権利を保障し、立ち直りを支援します。
- 生徒指導関連の会議での情報提供や校内研修の資料の提供等により、教職員がいじめへの認識を深めることができるよう支援します。

*7 学校警察連携制度：児童・生徒や学校・保護者が悩んでいる事例において、警察と学校が情報を共有することで、解決につながりやすいと判断された場合、学校・家庭・警察が連携して指導・支援するための制度。平成 23 年 10 月 11 日から運用を開始しています。

(4) 家庭・関係機関・地域との連携（法第 17 条関係）

- 地域全体で学校の教育活動を支援する学校支援地域本部事業*8 や地域総ぐるみで子どもを見守り育てるスクールコミュニティ*9 を活用し、いじめ防止に学校と地域が連携し協力して取り組む体制づくりを推進します。
- 児童・生徒の規範意識や公共の精神を育むため、「おだわらっ子の約束」*10 の家庭や地域への一層の啓発を図るとともに、学校と家庭・地域が一体となって児童・生徒の「おだわらっ子の約束」を実践する態度を育てる取組を推進します。
- より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、地域にある自治会、民生委員、児童委員等諸機関との連携を進める取組を行います。
- いじめ防止の対策が、関係機関、団体等との連携の下に適切に行われるよう「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置し、情報交換等を行うとともに地域で児童・生徒を見守る体制づくりを推進します。

*8 学校支援地域本部事業：地域全体で学校活動全体を支援するため、学校と地域の連携を図ろうとする取組で、学校を支援するボランティア活動を組織的なものにするこゝで、より効果的に学校の支援を図ろうとする取組。

*9 スクールコミュニティ：地域総ぐるみで子どもを見守り育てようという考えのもとに行われる事業で、PTA や子ども会、自治会等地域の活動情報を集約し情報紙を発信する「地域の子ども活動情報発信支援事業」、昔遊びやいろいろな体験を通じて異世代間の交流を図る「地域の見守り拠点づくり事業」があります。

*10 おだわらっ子の約束：市民の方々から寄せられた標語をもとに、子どもたちに身につけてほしいしつけや生活規範を 10 の項目にまとめたもの。平成 19 年 1 月制定しました。

(5) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 市教育委員会は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置付けるよう、各学校に対して必要な指導・助言を行います。

(6) その他（法第 10 条、法第 34 条関係）

- いじめの防止等のための対策を推進するために必要な財政上の措置、その他必要な措置を講ずるよう努めます。
- 市の基本方針に位置付けた施策、措置等の取組状況について、「小田原市いじめ問題対策連絡会」で年度ごとに点検し、国の基本方針が改定された際も含め、必要に応じて見直しを行います。

2 学校が実施する措置

(1) 学校いじめ防止基本方針の策定

- 法第 13 条では、全ての学校に対し、国の基本方針、県や市の基本方針を参考として、「学校いじめ防止基本方針」を定めることとしています。
- 学校いじめ防止基本方針は、いじめ防止等に関する学校の取組についての基本的な方向や、いじめの情報共有の体制、方法及びそれらに基づく早期発見・事案対処等について定めます。
- 学校いじめ防止基本方針を定める意義としては、次のようなものがあります。
 - ・学校いじめ防止基本方針に基づく対応が徹底されることにより、教職員がいじめを抱え込まず、かつ、学校がいじめへの対応が個々の教職員による対応ではなく組織として一貫した対応となります。
 - ・いじめの発生時における学校の対応を予め示すことは、児童・生徒及びその保護者に対し、児童・生徒が学校生活を送る上での安心感を与えるとともに、いじめを行う行為の抑止につながります。
 - ・いじめを行った児童・生徒への成長支援の観点を基本方針に位置付けることにより、いじめを行った児童・生徒への支援につながります。
- いじめの防止等には地域ぐるみで取り組む必要があることから、学校いじめ防止基本方針は、保護者や地域の方々、児童・生徒の意見を取り入れて策定し、見直すとともに、策定した基本方針については、学校のホームページや学校だより等で公開し、保護者や地域の方々との共通認識を図り、連携していじめ防止等に取り組みます。
- 各学校は、策定した学校いじめ防止基本方針に則り、次の取組を進めます。

(2) いじめの未然防止のための措置（法第 15 条及び第 19 条第 1 項関係）

- 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動等の推進により、児童・生徒の社会性を育むとともに、他者への思いやりや心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみます。
- 児童・生徒が、周囲の友人や教職員と信頼関係の構築に努めながら、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行います。
- 児童・生徒がいじめの問題を自分たちの問題として受け止め、当事者だけでなく、観衆や傍観者にもならないため、自分たちにできることを考え議論し、行動できるよう指導・支援に努めます。
- 学校は児童・生徒に対し、いじめの傍観者とならず、いち早く教職員へ報告するなど、いじめを止めさせるための行動を取ることの重要性を理解させるよう努めます。
- 学校として特に配慮が必要な児童・生徒*11 に係るいじめについては、当該児童・生徒への適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童・生徒に対する必要な指導を組織的に行います。
- 他の児童・生徒や大人との関わり合いを通して、児童・生徒自らが人と関わることの喜びや大切さに気づき、他人の役に立っている、他人から認められているという自己有用感を育む取組を推進します。

- スクールボランティア*12 の方々との活動や、地域の中での体験活動、異学年間・異校種間の交流の充実を図ります。
- 教職員の不適切な認識や言動、差別的な態度や言動が、児童・生徒を傷つけたり、他の児童・生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導のあり方に細心の注意を払います。
- 「インターネット上のいじめ」を防止するために、情報モラル教育を推進し、児童・生徒の意識向上を図るとともに、講演会の開催等保護者への啓発に努めます。

*11 発達障害を含む障がいのある児童・生徒、海外から帰国した児童・生徒や外国人の児童・生徒、外国にながりのある児童・生徒、性同一障害に係る児童・生徒や「性的マイノリティ」とされる児童・生徒、東日本大震災や原子力発電所事故等により避難している児童・生徒など。

*12 スクールボランティア：知識や技能、経験、時間等を生かし、学校の教育活動を支援するボランティア。

(3) いじめの早期発見のための措置（法第16条関係）

- 「いじめは、どの学校でも、どの子どもにも起こり得る問題である」という認識を持ち、日頃から児童・生徒の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童・生徒との信頼関係の構築に努めます。
- 定期的なアンケート調査や教育相談*13 の実施等により、児童・生徒が日頃から相談しやすく、いじめを訴えやすい体制を整え、いじめの疑いや相談があった場合は迅速に対応します。
- 児童・生徒の小さな変化やサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチする意識を高めるために、校内研修等を実施します。
- アンケート調査にインターネット上のいじめに関する質問項目を設ける等、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取組を進めます。
- 教育相談等で得た児童・生徒の個人情報については、取扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめに関する情報を得た場合は、教職員全体で共有し、適切に対処します。

*13 アンケート調査や教育相談において、児童・生徒が自らSOSを発信すること及びいじめの情報を教職員に報告することは、該当児童・生徒にとっては多大な勇気を要するものであることを教職員は理解しなければなりません。

(4) いじめに対する措置（法第 22 条及び法第 23 条関係）

- いじめの疑いがあるときや、発見・通報を受けたときには、特定の教員が抱え込まず、法第 22 条の規定に基づく「いじめ防止等のための組織」を中心に、速やかに事実確認や対応方針の決定を行うとともに、それらの状況については市教育委員会に報告します。
- いじめを受けた児童・生徒の安全確保を、いじめが解消するまで図るとともに、いじめを受けた児童・生徒、保護者の苦しみや辛さを受け止め、解消に向けた対応や心のケア等の支援を行います。
- 教職員は、学校の定めた方針に沿って、いじめに係る情報を適切に記録します。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及びいじめを行った児童・生徒の状況を日常的な関わりの中できめ細かく把握するとともに、児童・生徒との対話を深めることなどを通じて、いじめの再発防止に努めます。
- いじめを行った児童・生徒に対しては背景等を十分に理解した上で、「いじめは決して許されない」ことを毅然とした態度で指導します。
- いじめが解消している状態と判断した場合でも、いじめを受けた児童・生徒及び保護者、また、いじめを行った児童・生徒及び保護者への継続的な指導・支援等を行います。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と教育委員会の間で情報を共有して対応します。
- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒が異なる学校に在籍している場合の対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力のもと、関係する専門機関等と連携して取組みます。
- インターネット上の不適切な書き込み等による「インターネット上のいじめ」について、通報や相談を受けた場合は、情報を確認し、被害の拡大を防ぐために、書き込み等の削除を依頼する等必要な措置を行います。
- いじめに関する事実確認等で得た情報は、取り扱いの方針を明確にして扱うとともに、いじめの対応にあたっては、児童・生徒の個人情報の取り扱い等、プライバシーに十分配慮して、適切に対応します。

(5) 家庭との連携（法第 17 条関係）

- P T A との連携を図り、学校だよりや保護者会等を活用する等、いじめの防止等における家庭の役割や、児童・生徒がいじめを行うことのないよう保護者が指導に努めることの大切さ等について、家庭への啓発を行います。
- 学校や家庭での児童・生徒の様子について情報を共有できるよう、電話相談、家庭訪問等を通して保護者と連絡をとりあい、いじめの未然防止・早期発見に努めます。
- 子どもがいじめを受けている、あるいはいじめをしていると疑われる様子があるときに、保護者が学校や関係機関等に相談や情報提供できるよう、相談・通報窓口を周知するとともに、懇談会や面談の機会を通して連携を深めます。

- いじめを受けた児童・生徒といじめを行った児童・生徒及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行います。

(6) 関係機関との連携（法第 17 条及び第 19 条関係）

- いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童・生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組みます。
- いじめを受けた児童・生徒や、いじめを行った児童・生徒の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関と連携して取り組みます。
- 「インターネット上のいじめ」の未然防止に向けた啓発や「インターネット上のいじめ」が発見・通報された場合の迅速で適切な対応に向けては、警察等と連携して取り組みます。

(7) 地域との連携（法第 17 条関係）

- 青少年育成関係団体や学校運営協議会・学校評議員会*14、スクールボランティア等の地域団体等との連携を図り、地域総ぐるみによる見守り体制の整備に努めます。
- 地域で子どもたちを見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所等、地域の人々とふれあう機会の充実を図ります。
- 学校におけるいじめの防止等の取組の状況については、学校運営協議会・学校評議員会での議題としたり、学校評価の項目として設定したりする等、その改善に努めます。

*14 学校運営協議会・学校評議員会：市立学校の運営について、保護者や地域住民の意向を幅広く取り入れ、開かれた学校づくりを推進するため各学校で開かれる会議。各校の学校運営協議会・学校評議員は市教育委員会が任命・依頼します。

(8) 学校評価における留意事項（法第 34 条関係）

- 学校は、学校いじめ防止基本方針に基づく取組（いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり、早期発見・事案対処のマニュアル実行、定期的・必要に応じたアンケート、個人面談・保護者面談の実施、校内研修の実施等）の実施状況を学校評価項目に位置づけるよう努めます。

Ⅲ 重大事態への対処

1 いじめの重大事態

いじめの重大事態については、国の基本方針及び「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン（平成 29 年 3 月文部科学省）」により適正に対応します。

重大事態の定義（法第 28 条第 1 項）

- ① いじめにより児童・生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める場合

（例）

- ・ 自殺を企図したり、自殺に至ったりした場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

- ② いじめを受けていた児童・生徒が、そのため相当の期間、欠席を余儀なくされている疑いがある場合（年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対処する。）

- 児童・生徒やその保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申し立て*15 があったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとみなして調査等に当たります。

*15 児童・生徒又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する必要があります。

2 市教育委員会又は学校による対処

(1) 重大事態発生への報告

重大事態が発生した場合、学校は、校内組織を中心に事実確認を正確かつ迅速に行うとともに、直ちに市教育委員会へ報告します。市教育委員会は、個々の状況を十分把握したうえで、速やかに市長に報告します。

また、市教育委員会は、県の支援の必要がある場合等には、県教育委員会にも報告します。

(2) 事実関係を明確にするための調査

重大事態の調査は、市教育委員会又は学校で行います。調査の実施主体については、次の考え方により、重大事態の発生の報告を受けた市教育委員会が判断します。

[判断の考え方]

次のいずれかに該当するときは、市教育委員会において調査を実施します。

- ・ 学校主体の調査では、重大事態への対処等に十分な結果を得られないと市教育委員会が判断した場合
- ・ 学校の教育活動に支障が生じるおそれがある場合

ア 学校が調査主体となる場合

学校が行う重大事態の調査は、法第 22 条の規定に基づき学校に常設する「いじめの防止等の対策のための組織」が主体となって実施します。

常設の組織の中に、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、外部から必要な人材の参加を求める等、調査の公平性・中立性を確保するよう努めることとします。

学校が調査主体となる場合であっても、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行います。

イ 市教育委員会が調査主体となる場合

市教育委員会が行う調査は、後述する「小田原市いじめ防止対策調査会」において実施します。

なお、市教育委員会が自ら主体となって調査をしても十分な結果を得られないと判断した場合、県教育委員会に必要な協力を要請します。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校又は市教育委員会がいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者に対し、経過報告を含め、適時・適切な方法で情報提供を行います。

これらの情報提供を行うに当たっては、児童・生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、個人のプライバシーに配慮して行います。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明します。

(4) 調査結果の報告

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会を通じて、市教育委員会が実施した調査結果は、直接、市長に報告します。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめ

を受けた児童・生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添えます。そのため、調査を実施する市教育委員会又は学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童・生徒又はその保護者に伝えておきます。

(5) 調査結果の公表

学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

3 地方公共団体の長による再調査等

(1) 再調査の実施

重大事態について報告を受けた市長は、法第 30 条第 2 項の規定により、当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると認める場合は、再調査を行うことができます。

本市では、法第 28 条に基づき学校又は市教育委員会が実施した調査について当該報告に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のため必要があると市長が認める場合、後述する「小田原市いじめ問題再調査会」において再調査を実施します。

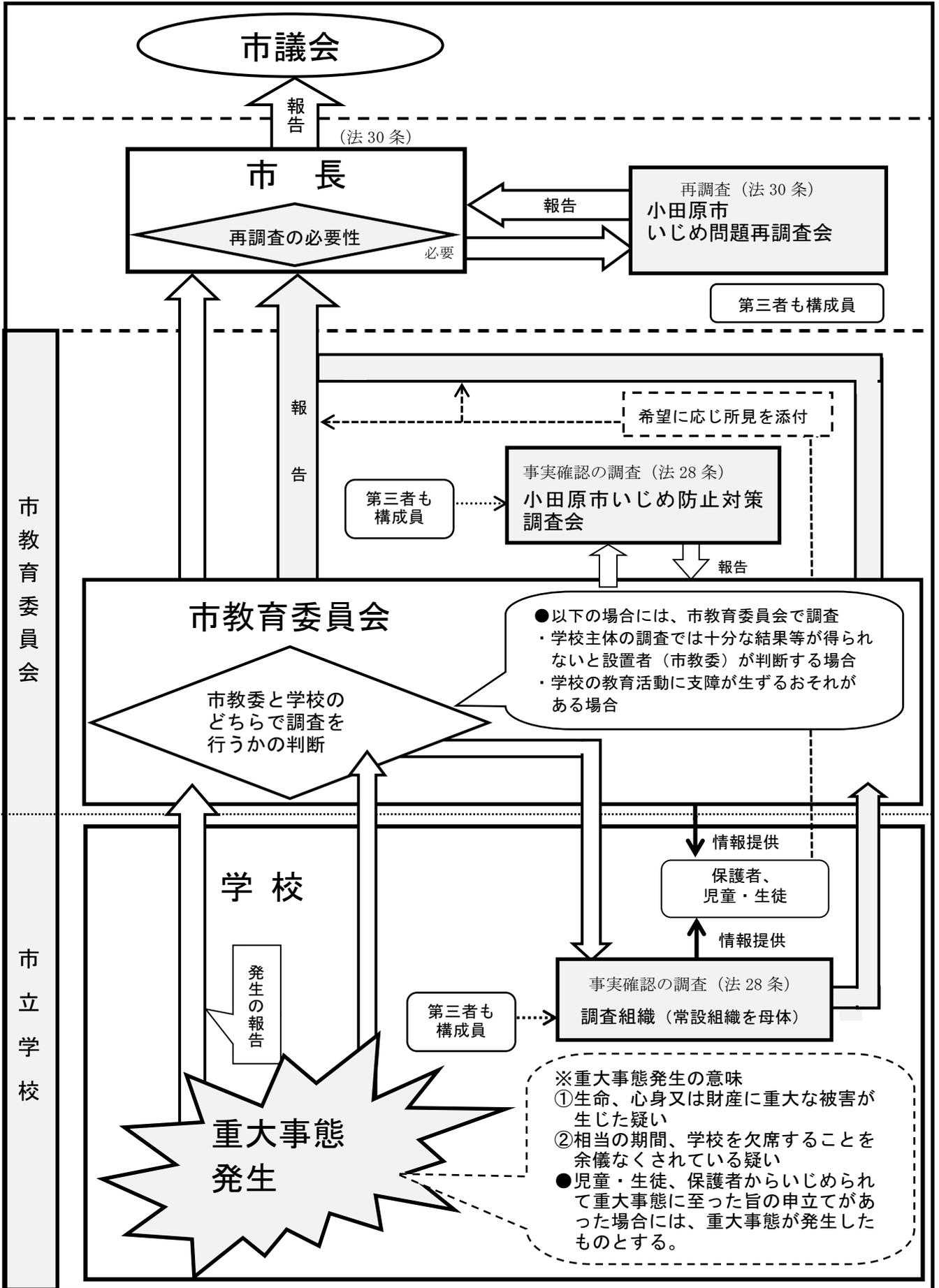
(2) 調査結果の報告

学校で発生した重大事態について実施した再調査の結果については、法第 30 条第 3 項の規定により市議会に報告します。

(3) 再調査の結果を踏まえた措置

市長および市教育委員会は、市長による再調査の結果を踏まえ、自らの権限と責任において、当該調査に係る重大事態への対処又は当該重大事態と同種の事態の発生の防止のために必要な措置を講ずるものとされています。そこで、市教育委員会においては、指導主事や専門家の派遣による重点的な支援等、県教育委員会と連携し、必要な措置を講じます。

重大事態発生時の対応について



IV いじめ防止等を推進する体制

1 学校におけるいじめの防止等の対策のための組織

(1) 組織の設置

学校現場において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、法第 22 条の規定に基づき、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設します。

この組織は、児童・生徒指導の根幹に位置付く組織であり、いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず学校が組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となります。設置に当たっては、各学校の実情を踏まえ、児童・生徒指導上の課題に対応する既存の組織を活用する場合があります。その際、いじめの防止等の対応に必要な人材を追加する等、各学校において配慮することとします。また、この組織が、いじめを受けた児童・生徒を徹底して守り通し、事案を迅速かつ適切に解決する相談・通報の窓口であると児童・生徒から認識されるようにします。

市教育委員会は、この組織の役割が果たされているかどうか確認し、必要な指導・助言を行います。

(2) 組織の構成員

この組織の構成員は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよう、管理職や総括教諭、児童・生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、教育相談コーディネーター*16、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等を中心として構成します。

また、対応する事案に応じて学級担任や教科担任、第三者等も構成員に追加する等、柔軟な組織運営を図ります。

なお、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーは、自らその一員であることを児童・生徒及び保護者等に積極的に伝える取組を行うものとします。

*16 教育相談コーディネーター：各学校で児童生徒への支援に取り組む際に、組織的な課題解決に向けた推進役となる教員のこと。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取組の中核的な役割を担います。主な役割は、次のようなものがあります。

【未然防止】

- ・ いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくり

【早期発見・事案対処】

- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童・生徒に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童・生徒に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

【学校いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する実践的な教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童・生徒、保護者及び地域に対する情報提供・意識啓発

2 小田原市いじめ問題対策連絡会

(1) 連絡会の設置

いじめの防止等に向けて、市、学校、地域の関係機関・団体等が連携した取組を円滑に進めることができるよう、いじめの防止等に関係する機関及び団体の代表者等で構成する「小田原市いじめ問題対策連絡会」を設置します。

(2) 連絡会の構成員

連絡会は、市立小・中学校、市教育委員会、児童相談所、地方法務局、警察、その他の関係機関・団体の代表者等で構成します。

(3) 連絡会の役割

連絡会では、いじめの防止等に関する関係機関相互の連絡調整を図るほか、次の事項について、情報共有、協議等を行います。

- ・ 市の基本方針に基づく各団体の取組状況
- ・ いじめに関する地域の状況や課題
- ・ いじめの防止等に向けた効果的な取組
- ・ いじめの防止等に向けた団体間の連携
- ・ 市の基本方針に基づく取組の検証と市の基本方針の見直し 等

3 小田原市いじめ防止対策調査会 調査研究のための附属機関

(1) 調査会の設置

法第14条第3項の規定により、いじめ防止対策のあり方や実効性を高めるための調査研究を行うため、市教育委員会の附属機関として「小田原市いじめ防止対策調査会」を設置します。

また、本調査会は法第28条第1項に基づき、いじめの重大事態に対処し、同様の事態を防止するため設ける組織とします。

(2) 調査会の構成員

本調査会は、市立小・中学校、市教育委員会、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者等で構成する全体会議と、その下に、重大事態の調査を専門的に行うための部会を設置します。この部会は、全体会議の構成員のうち、弁護士、医師、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

(3) 調査会の役割

- ・ 市の基本方針に基づくいじめ防止のための対策のあり方及び対策の実効性を高めるための調査研究
- ・ 市立学校で発生したいじめの重大事態の事実関係を明確にするための調査

4 小田原市いじめ問題再調査会 再調査のための附属機関

(1) 再調査会の設置

学校又は市教育委員会が行ったいじめの重大事態の調査結果について、市長が再調査を行う必要があると認めた場合、法第30条第2項の規定に基づく再調査を行うための附属機関を市長部局に設置します。

(2) 再調査会の構成員

小田原市いじめ問題再調査会は、弁護士、精神科医、臨床心理士、学識経験者等で構成します。

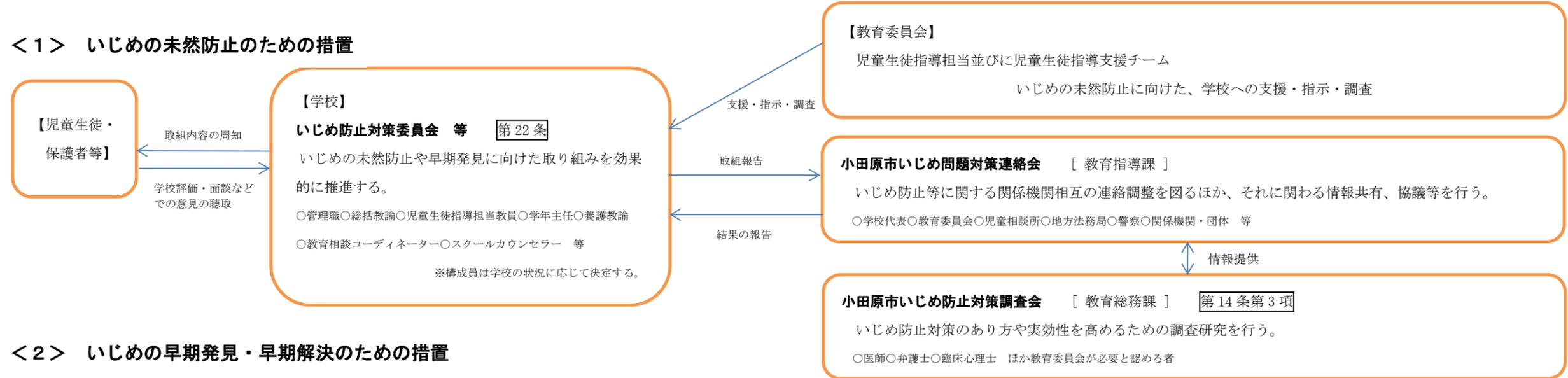
小田原市いじめ防止基本方針

平成30年3月改定

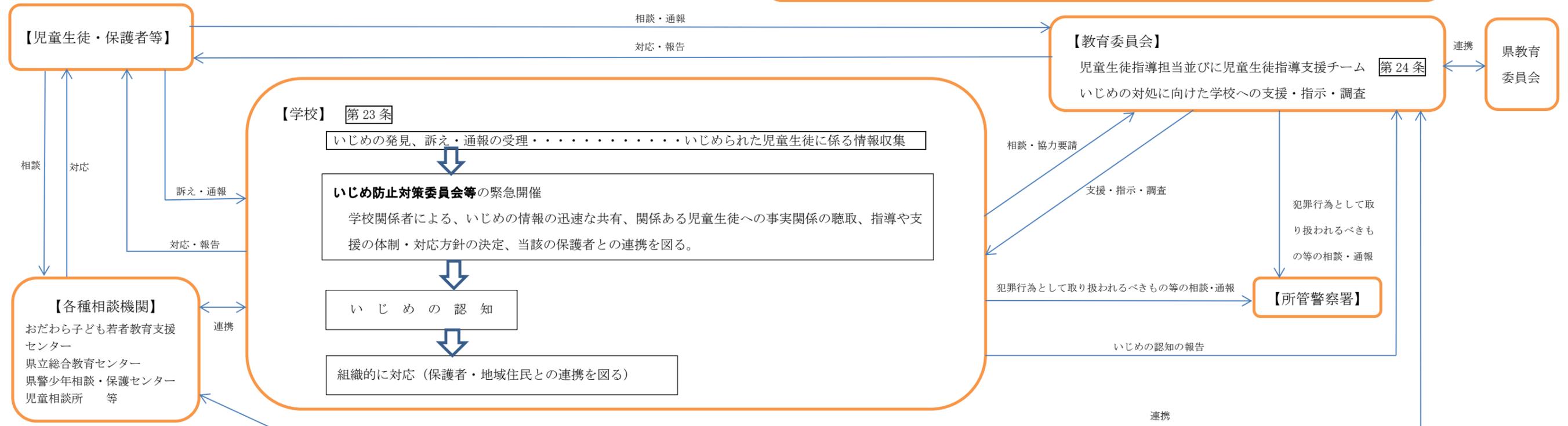
小田原市

〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地

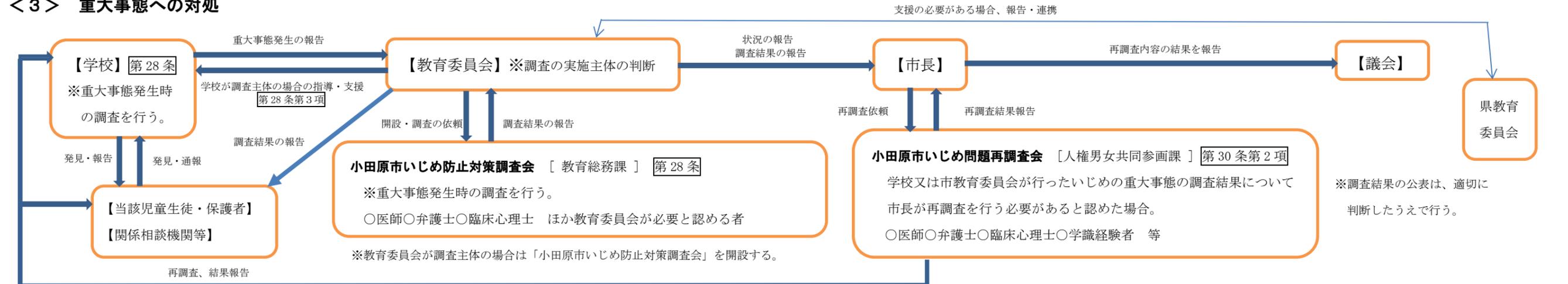
<1> いじめの未然防止のための措置



<2> いじめの早期発見・早期解決のための措置



<3> 重大事態への対処



項目／進捗	未然防止への対応	個別事案への対応	重大事態への対応
<p>アプローチの方向性</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・早期発見(微妙な変化をキャッチ) ・様々な立場の大人が子供を見守る ・地域とともにある学校づくり ・人権を尊重し道徳心や規範意識を高める ・子供の居場所づくり ・ふれあい強化 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒や保護者の思いに寄り添い受け止める ・多様な相談窓口の設置とその周知 ・初動を重視する ・タイムリーな対応 ・いじめの背景にある問題の解決 	<ul style="list-style-type: none"> ・事実関係の明確化(公平性・中立性の確保) ・再発防止策の検討 ・調査結果を踏まえた対応(被害児童生徒への支援、加害児童生徒への指導等) ・プライバシー保護に配慮
<p>関係機関</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童相談所 ・警察署生活安全課 ・医療機関 ・法務局(西湘二宮支局) ・西湘二宮人権擁護委員協議会 ・家庭裁判所 ・県警少年相談・保護センター ・おだわら子ども若者教育相談センター(はーもにい) ・市役所福祉関係部局 <p>【専門家】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・精神科医、弁護士、臨床心理士 ・社会福祉士、大学教授等 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市いじめ問題対策連絡会 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・非行防止教室(中学校で実施:県警少年・相談保護センター) ・人権教室(小学校で実施:西湘二宮人権擁護委員協議会) ・中学生人権作文コンテスト ・いじめ予防教室(小中学校で実施:神奈川県弁護士会) 	<p>【相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原児童相談所 ・県警少年相談・保護センター ・おだわら子ども若者教育相談センター(はーもにい) ・神奈川県西部青少年サポート相談室 ・かながわ子ども・若者総合相談センター ・24時間子どもSOSダイヤル(県立総合教育センター) ・メール相談(県立総合教育センター) ・ユーステレホンコーナー(県警少年相談・保護センター) ・子どもの人権110番(横浜地方方法務局・神奈川県人権擁護委員連合会) ・子どもの人権SOS-eメール(横浜地方方法務局・神奈川県人権擁護委員連合会) ・子どもの人権SOSミニレター(横浜地方方法務局・神奈川県人権擁護委員連合会) ・子どもの人権相談(神奈川県弁護士会法律相談センター) ・子どもお悩みダイヤル(神奈川県弁護士会) ・SNSいじめ相談@かながわ(神奈川県教育委員会) 	<p>【連携】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・神奈川県教育委員会 ・小田原警察署生活安全課 ・小田原児童相談所 ・家庭裁判所 ・少年相談・保護センター ・おだわら子ども若者教育支援センター(はーもにい)
<p>家庭(保護者)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・円滑な人間関係を築くための基盤として、子供たちの社会性や規範意識、コミュニケーション能力を育む 		
<p>学 校</p> <p>「いじめ防止対策推進法」 「小田原市いじめ防止基本方針」 各学校における「いじめ防止対策のための基本的な方針」</p>	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策委員会等 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童会・生徒会主体の取組 ・アンケート調査(いじめ、生活)や個人面談の実施 ・日常の点検 ・保護者との連携 ・道徳教育の充実 ・人権教育の推進 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策委員会等 <ul style="list-style-type: none"> ・児童生徒指導委員会等 ・情報交換会 ・ケース会議 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・アンケート調査(いじめ、生活)や個人面談の実施 ・スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・校内いじめ防止対策委員会等
<p>教育委員会</p>	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市いじめ問題対策連絡会 ・小田原市いじめ防止対策調査会 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・支援チームの派遣 ・啓発活動 ・研修会等の開催(人権教育研修会、児童生徒指導担当者研修会等) 	<p>【相談窓口】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・おだわら子ども若者教育支援センター(はーもにい) 教育相談(電話相談・来所相談・訪問相談) 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市いじめ防止対策調査会 ・総合教育会議 ・いじめ問題再調査会(市長部局)
<p>地域団体</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自治会総連合 ・PTA連絡協議会 ・青少年問題協議会 ・保護司会 ・民生委員児童委員協議会 ・少年補導員連絡会 ・スクールボランティア 	<p>【会議体】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・小田原市いじめ問題対策連絡会 ・学校評議員会/学校運営協議会 <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・あいさつ運動、見守り運動、交通安全指導 ・パトロール ・サイバー教室 ・地域との活動(県民祭、祭礼、清掃、防災など) ・広報啓発(回覧、掲示版) 		

令和元年度 小田原市立小・中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について

- 1 調査期間 令和元年度（平成 31 年 4 月 1 日～令和 2 年 3 月 31 日）
- 2 調査項目 (1) 暴力行為 (2) いじめ (3) 長期欠席（不登校等）
- 3 調査結果

(全 国) 文部科学省「令和元年度児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」
※調査対象は国公私立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

(神奈川県) 「令和元年度神奈川県児童・生徒の問題行動・不登校等調査」
※調査対象は公立校（中学校には中等教育学校前期課程を含む）

(小田原市) 教育指導課調べ ※調査対象は市立全小・中学校（小学校 25 校，中学校 11 校）

(1) 暴力行為の状況

① 暴力行為の発生件数と 1,000 人あたりの発生件数（過去 3 年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		発生件数	1,000 人あたり	発生件数	1,000 人あたり	発生件数	1,000 人あたり
全 国	小学校	28,315	4.4	36,536	5.7	43,614	6.8
	中学校	28,702	8.5	29,320	8.9	28,518	8.8
神奈川県	小学校	5,673	13.6	6,170	14.5	6,944	15.6
	中学校	3,257		3,277		3,143	
小田原市	小学校	102	11.1	74	8.1	109	12.1
	中学校	70	15.0	85	19.0	144	33.1

② 暴力行為の形態（件）

形態	小学校	中学校
対教師暴力	9	27
生徒間暴力	90	100
対人暴力	1	0
器物損壊	9	17
合計	109	144

③ 学年別加害児童生徒数（人）

学年	小学校	中学校
1 年生	15	62
2 年生	14	30
3 年生	14	20
4 年生	15	
5 年生	15	
6 年生	11	
合計	84	112

暴力行為は前年度と比較して、小学校では 35 件増加、中学校では 59 件増加しました。国・県ともに小学校での暴力行為は近年増加傾向が続いています。中学校はここ数年 70 件から 80 件を前後していましたが、令和元年度は対教師暴力が 23 件、生徒間暴力が 26 件増加したことにより、発生件数全体が大きく増加しました。

小・中学校とも生徒間暴力が最も多いのは、児童生徒全体に「自分の思いを伝え相手の思いを受け止めることができる」「暴力に至る前にトラブルを回避・解決できる」等のコミュニケーションスキルや、自分の感情をコントロールするスキル等が身につけていない傾向が強まっていることが一因として考えられます。

(2) いじめの状況

① いじめの認知件数と1,000人あたりの認知件数（過去3年間、全国・県との比較）（件）

	校種	平成29年度		平成30年度		令和元年度	
		認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり	認知件数	1,000人あたり
全 国	小学校	317,121	49.1	425,844	66.0	484,545	75.8
	中学校	80,424	24.0	97,704	29.8	106,524	32.8
神奈川県	小学校	15,680	29.9	20,155	38.1	22,782	43.1
	中学校	3,906		4,659		5,114	
小田原市	小学校	115	12.5	479	52.7	595	66.0
	中学校	94	20.2	194	43.3	394	91.1

② いじめの態様（複数回答）（件）

態様	小学校	中学校
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる	313	195
仲間はずれ、集団による無視をされる	66	86
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをしてたたかれたり、蹴られたりする	97	62
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする	35	20
金品をたかられる	9	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする	26	16
嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする	56	33
パソコンや携帯電話等でひぼう・中傷や嫌なことをされる	15	24
その他	12	5

③ いじめの解消率

	小学校	中学校
令和 2年3月31日現在の状況	74.3%	79.4%
令和 2年7月31日現在の状況	98.3%	98.3%

いじめの認知件数は前年度と比較して、小学校では116件、中学校では200件増加しました。教職員のいじめ防止対策推進法の理解が進み、各学校が日頃の児童生徒の見取りをよりきめ細かく行い、アンケート調査や個別面談によって実態の把握に努め、積極的に認知をするようになったことにより、認知件数が増加していると考えられます。

いじめの態様別では、全国・県と同様「冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる」の割合が高い一方、小学校で「ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする」「金品をたかられる」ことが増加しています。なお、「金品をたかられる」には、文房具など貸したものを返してくれないといった、物の貸し借りに関する内容も含まれています。個々のいじめ事案については、解消に向けた指導・支援、見守りの結果、ほとんどの事案が解消につながっています。

(3) 長期欠席の状況

① 不登校者数と出現率（過去3年間、全国・県との比較）

	校種	平成 29 年度		平成 30 年度		令和元年度	
		不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)	不登校者数 (人)	出現率 (%)
全 国	小学校	34,732	0.5	44,471	0.7	52,905	0.8
	中学校	104,295	3.4	114,379	3.8	122,519	4.1
神奈川県	小学校	3,222	0.71	3,739	0.83	4,578	1.02
	中学校	8,488	4.14	8,855	4.40	9,570	4.80
小田原市	小学校	84	0.92	94	1.03	114	1.27
	中学校	153	3.29	224	5.00	203	4.69

② 不登校の要因（主たる要因） (人)

分類	小学校	中学校
学校における人間関係に課題	11	31
学業の不振	4	6
親子の関わり方	20	8
生活リズムの乱れ、あそび、非行	7	12
無気力、不安	67	134
その他	5	12
合計	114	203

③ 学年別不登校者数 (人)

小学校														中学校							
1年		2年		3年		4年		5年		6年		合計		1年		2年		3年		合計	
継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規	継続	新規
0	7	4	5	7	6	12	10	13	13	18	19	54	60	12	22	41	27	73	28	126	77
7		9		13		22		26		37		114		34		68		101		203	
H30不登校者数		6		10		13		17		27				21		52		91			

不登校者数は、前年度と比較して、小学校では20人増加し、出現率は0.24ポイント増加しました。中学校においては、21人減少し、出現率は0.31ポイント減少しました。

不登校の主たる要因としては、小学校・中学校とも「無気力、不安」によるものが多く、小学校では全体の59%、中学校では全体の66%を占めており、近年同じ傾向が続いています。個々のケースを詳しく見ていくと、家庭に係る状況、学業の不振、人間関係、本人の特性に係る課題等、様々な要因が絡み合うことにより、不安や無気力につながっているケースが多く見られます。

近年、小学校・中学校とも新規不登校者数が継続不登校者数を上回るため、全体の不登校者数が増加する傾向が見られましたが、令和元年度、中学校においては、2・3年生の新規不登校者数の割合が減少したため、不登校者数が減少したと考えられます。

4 今後の主な取組

<暴力行為・いじめ>

- 各学校においては、一人ひとりがかけがえのない存在であり、それぞれが基本的な人権を持っていることを理解し、自分の大切さとともに、他の人の大切さを認めることができるよう、多文化共生理解等を含めた、人権教育の充実に努めます。
誰かだけでなく、誰もが幸福な社会を実現していくために、児童生徒の発達段階に応じたいじめの未然防止のための教育を行い、自分と自分の周りの人々の気持ちを考え、先のことを想像して行動できるよう、指導していきます。
「有形・無形を問わず、力による解決はいかなる理由からも認められず、断じて許されない振る舞いである」との認識を全教職員が共有し、指導に当たっては、問題を起こした児童生徒との対話を心がけ、毅然した指導を行うとともに、一人ひとりの教育的ニーズに寄り添った支援の充実に努めます。
- 市教育委員会においては、教職員の指導力の向上を図るため、児童生徒指導上の喫緊の課題に焦点を当てた児童生徒指導研修会を実施するとともに、校内研修会の充実に努めるための情報を積極的に発信していきます。また、神奈川県弁護士会との連携により、いじめの未然防止につながる「いじめ予防教室」を実施します。
- 暴力行為やいじめにより、重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察等と連携しながら取組をすすめます。また、いじめ問題の解決は地域全体、社会全体で取り組むものであることを関係機関・団体等が認識できるよう、学校運営協議会や小田原市いじめ問題対策連絡会等の様々な機会を通じて共有していきます。
- 個々のいじめ事案については、解消に向けた指導・支援、見守りの結果、ほとんどの事案が解消につながっています。今後も学校では、日頃の児童生徒の見取りを丁寧に行い、いじめを早期に発見し、重大化させないよう組織的な対応に努めていきます。

<長期欠席（不登校等）>

- 各学校においては、全職員共通理解のもと、児童生徒の「自己肯定感・有用感」を育み、誰もが和らぐ学校づくりにより、不登校の未然防止に努めます。
また、支援教育の理念のもと、児童生徒とのかかわりの中での「どうしてだろう」「困った」との気付きから、「何か困難な状況があるかもしれない」といった視点に転換し、早期発見や児童生徒の気持ちに寄り添った支援の充実に努めます。
不登校の要因・背景が多様化・複雑化していることから、初期の段階での適切なアセスメントや支援体制が作れるよう、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等、専門的な人材と連携しながら取組をすすめます。
- 市教育委員会においては、令和2年4月に開所した「おだわら子ども若者教育支援センター」における相談窓口の周知を図るとともに、不登校または不登校傾向を示している児童生徒やその保護者に対する教育相談や教育相談指導学級等による学校以外の場での支援環境の充実に努めます。また、教職員の資質向上のため、登校支援担当者連絡会議を実施します。
- 児童生徒や保護者を孤立させないために、学校のみならず、外部機関とも連携した「チーム支援による体制づくり」がスムーズにできるよう、小田原市登校支援関係機関連絡会を実施し、情報共有や不登校にかかわる喫緊の課題についての協議を通して、関係機関とのよりよい連携づくりをすすめていきます。

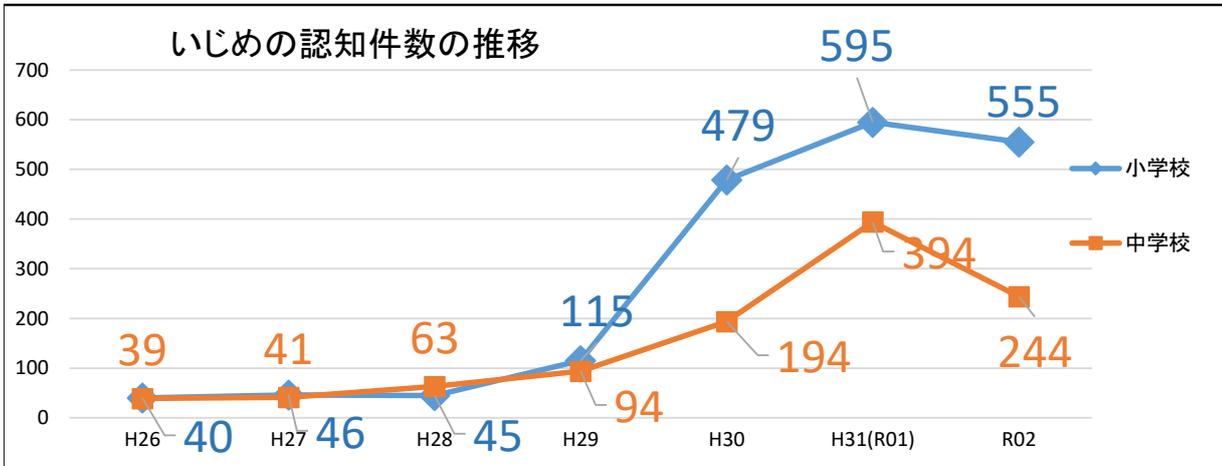
(事務担当) 教育指導課指導係 TEL 33-1684
教育指導課教育相談係 TEL 46-6093

令和2年度 小田原市のいじめの認知件数等について (教育指導課調べ)

資料3-2

① いじめの認知件数 (教育指導課調べ)

	H26	H27	H28	H29	H30	H31(R01)	R02
小学校	40	46	45	115	479	595	555
中学校	39	41	63	94	194	394	244
合計	79	87	108	209	673	989	799



② いじめの態様

単位：件 (複数回答)

態様	校種 年度	小学校							中学校						
		H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02	H26	H27	H28	H29	H30	R01	R02
冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる		27	31	32	73	233	313	265	17	22	42	42	126	195	111
仲間はずれ、集団による無視をされる		7	10	6	13	52	66	62	4	4	5	16	22	86	13
軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする		6	5	14	12	102	97	121	5	11	2	6	11	62	32
ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする		1	0	0	6	13	35	22	6	3	0	1	1	20	11
金品をたかられる		0	0	0	0	2	9	3	0	1	1	0	2	1	1
金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする		0	1	2	10	36	26	30	4	3	1	4	21	16	22
いやなことや恥ずかしいこと、危険なことをされたりさせられたりする		5	5	0	9	29	56	74	2	3	4	24	9	33	14
パソコンや携帯電話等で誹謗中傷やいやなことをされる		2	2	1	2	8	15	15	3	5	5	13	18	24	45
その他		2	2	3	6	23	12	18	1	1	5	0	2	5	8

③児童生徒1,000人あたりのいじめの認知件数 (全国、県との比較)

(単位：件)

	H30		H31(R01)		R02	
	小学校	中学校	小学校	中学校	小学校	中学校
全国	66.0	29.8	75.8	32.8	66.5	24.9
神奈川県 (公立小・中学校)	38.1		43.1		35.6	
県西	69.7		84.1		74.6	
小田原市 ※教育指導課調べ	52.7	43.3	66.0	74.2	62.9	56.8

※全国→「文部科学省児童生徒の問題行動、不登校等の生徒指導上の諸課題に関する調査」より

※神奈川県、県西→「神奈川県児童・生徒の問題行動等調査」より

いじめ重大事態に関する調査結果の公表について

1 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン 平成 29 年 3 月 文部科学省

いじめの重大事態の調査に関する調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び 学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましい。学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと

2 神奈川県いじめ防止基本方針 平成 29 年 11 月 県教育委員会

学校又は学校の設置者は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

3 小田原市いじめ防止基本方針 平成 26 年 12 月(平成 30 年 3 月改定) 小田原市教育委員会

学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果に関する調査結果の報告について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特設の支障がなければ公表を行います。公表を行う場合は、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に対して、公表の方針について説明を行うこととします。

4 今後のスケジュール

令和 4 年 1 月頃	令和 3 年度第 2 回いじめ防止対策調査会 (諮問・協議)
4 月頃	令和 4 年度第 1 回いじめ防止対策調査会 (協議)
7 月頃	令和 4 年度第 2 回いじめ防止対策調査会 (答申)

いじめ重大事態に関する調査結果の公表に係るポイント

1 公表についての考え

学校又は市教育委員会は、いじめ重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の意向、公表をした場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表を行う。

公表の意義としては、市民社会全体で再発防止を含むいじめ防止対策や健全育成活動を促進すること、市民目線に立って学校及び教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を強化すること、いじめの重大事態の調査に係る過程や手続等を示し、調査結果の信頼性を保つことがある。

2 公表の方法について

(1) 基本認識

「1 公表についての考え」をふまえ、いじめを受けた児童生徒及び保護者の意向や関係する児童生徒に配慮しながら、公表の意義と公表による様々な影響を比較衡量したうえで、基本的には全ての事案について公表する。

(2) 公表資料

公表の目的として、再発防止や今後の制度改善としてどこが大事なのかということ重視するという考えのもと、教育委員会が公表版を作成し、それを公表する。

(3) 公表方法

・市ホームページでの公表を原則とする。

※市ホームページで公表することをもって、公表の一定の責務を果たしたと考える。

そのため、個別の事案ごとの議会説明や記者発表等は行わない。

(4) 公表する期間

- ・ 6か月

※ただし、公表期間中であっても、いじめを受けた児童生徒及びその保護者の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止、または公表内容を一部変更することもあり得る。

(5) その他

社会的な関心が高いと思われるケースの場合は、記者への情報提供を検討する。また、公表内容については、市教育委員会として取りまとめた調査報告書(必要に応じて黒塗りをした原文)を市のホームページに掲載することを検討する。

答 申 書

令和元年 10 月 30 日

神奈川県いじめ防止対策調査会

目次

■ 第1章	はじめに	1
■ 第2章	会議の開催経過	2
第1	県教委から本会への諮問事項	2
第2	本会の開催経過	2
■ 第3章	提言	3
第1	調査結果の公表の意義（目的）	3
第2	勘案すべき要素	3
(1)	事案の内容や重大性	3
(2)	被害児童生徒・保護者の意向	4
(3)	公表した場合の児童生徒への影響	4
第3	公表の方法	5
(1)	基本認識	5
(2)	被害を受けた側の意向	5
(3)	公表資料	5
(4)	公表方法	6
(5)	公表する期間	6
■ 第4章	おわりに	7
■	神奈川県いじめ防止対策調査会（第3期）委員名簿	8

第1章 はじめに

神奈川県いじめ防止対策調査会（以下「本会」という。）は、いじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号）の施行を受け、いじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対処のための対策に関する重要事項の諮問に応じて調査審議し、その結果を報告し、又は意見を建議するために、平成26年4月に同法第14条第3項の規定に基づき神奈川県教育委員会（以下「県教委」という。）の附属機関として設置された会議である。

本会の委員は、学識経験者、弁護士、精神科医、臨床心理士、精神保健福祉士、社会福祉士、PTA代表者の学識委員11名と、県立高等学校長、県立特別支援学校長、市教育委員会代表、町村教育委員会代表各1名の計15名で構成され、平成30年6月に開催された第1回会議から、令和元年10月に開催された第6回会議まで、県教委から諮問された事項について、各委員がそれぞれの立場・知見から広く協議してきた。

今般、任期2年の第3期委員による検討結果を、本会の答申として提出するものであるが、学校や教育委員会がいじめに関する取組をより実効的に行うための一助となれば幸いである。

第2章 会議の開催経過

第1 県教委から本会への諮問事項

平成30年6月7日付けで、次の件について諮問された。

いじめの重大事態に関する調査結果の公表及び活用のあり方について

神奈川県いじめ防止基本方針では、いじめの重大事態に関する調査結果の公表について、事案の内容や重大性、いじめを受けた児童・生徒及びその保護者の意向、公表した場合の児童・生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表するとしている。

これまで、県教委は、被害児童・生徒及び保護者の同意がない場合は公表しない判断をしてきたが、同種の事態の発生防止の観点からは、調査結果をいかに共有し、社会全体でいじめ問題を考える契機にするかが課題となっているため、本会に諮問された。

第2 本会の開催経過

本会は、県教委からの諮問を受け、平成30年6月に開催された第1回会議から令和元年10月に開催された第6回会議まで、計6回の会議で検討を重ねてきた。

第1回会議 平成30年6月18日（月）

開催場所：波止場会館 1階多目的ホール

第2回会議 平成30年10月18日（木）

開催場所：神奈川県教育委員会 委員会会議室

第3回会議 平成31年1月21日（月）

開催場所：神奈川県教育委員会 委員会会議室

第4回会議 平成31年3月14日（木）

開催場所：神奈川自治会館 会議室

第5回会議 令和元年7月22日（月）

開催場所：波止場会館 4階大会議室

第6回会議 令和元年10月30日（水）

開催場所：波止場会館 4階大会議室

第3章 提言

第1 調査結果の公表の意義 (目的)

いじめの重大事態の調査結果の公表については、文部科学省の「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)で、(1)事案の内容や重大性、(2)被害児童生徒・保護者の意向、(3)公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断することとし、特段の支障がなければ公表することが望ましいとされている。

一方、公表の意義については、ガイドライン等に記載はないが、いじめの重大事態の調査の目的が、当該事案の事実関係の解明及び同種の事態の発生防止であることから、公表の意義としては、次の3点に集約できると考えられる。

- ・ 同種の事態の発生防止を含む、いじめ問題への学校等の対応や未然防止に活かすことができる。
- ・ 学校及び学校設置者の当該事案への対応について、社会的な評価を受けることができる。
- ・ いじめの重大事態の調査に係る経過や手続等を示すことができる。

第2 勘案すべき要素

「ガイドライン」で「総合的に勘案して、適切に判断する」としている各要素について次のとおり考察する。

(1) 事案の内容や重大性

いじめの重大事態の定義については、「いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき」「いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあるとき」とされ、一般的には深刻な事態であると考えられる。

調査結果の公表に当たって、警察の捜査や裁判所の審判に影響する等の具体的な状況がなくとも、当該の児童・生徒にとっては、どの事案も「重大」なことと考えるべきであり、そうした観点からとらえると、事案の内容や重大性を勘案して公表の適否を判断することは適切ではないと考える。

(2) 被害児童生徒・保護者の意向

いじめの重大事態の調査結果の公表の適否を判断するに当たって、被害者側の意向は重要な要素である。「ガイドライン」においては、調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認することとされている。

いじめに関する社会的な関心の高まりに加えて、高度に情報化された現代社会においては、公表の内容や方法によっては、被害者側に耐えがたい二次被害を及ぼす可能性もあることから、事実関係は明らかにしたいが公表は望まないといった被害者側の意向は十分理解でき、そうした思いに寄り添っていくことが重要である。

また、公表自体は了承するが、公表する内容について、被害者側の理解が得られない場合も想定される。特に、加害者側への制裁の意味合いで、特定の個人が識別できる内容の公表を望むようなケースは、調査の趣旨に反するものであり、受け入れることはできない。

さらに、公表について、被害児童・生徒とその保護者の意向が異なる場合も考えられる。法律上は、未成年の場合は、保護者が「代理権」を持っているが、児童・生徒の年齢を根拠に、その意向に反して保護者の意向だけで決定してよいとは考えられないため、丁寧に双方の意向を確認し、調整することが求められる。

(3) 公表した場合の児童生徒への影響

調査結果については、加害者側も含めて当事者である児童・生徒の個人情報が多く含まれており、公表された内容が二次情報として扱われ、その情報が正確性を欠いていたり、意図的に歪められた形で外部に伝わる可能性は否定できない。

また、調査会が聴き取り等の調査を重ねても、確認しきれない部分が残ることも考えられ、このような背景を考慮せずに、事案についての評価や認識が定まってしまう懸念も生じる。

さらに近年では、SNSなどのコミュニケーションツールを通じて、個人情報が増え拡散される傾向があり、そうしたことが実際に起きれば、関係する児童・生徒への影響は計り知れないものがある点に留意すべきである。

第3 公表の方法

(1) 基本認識

勘案すべき要素についての考察を踏まえた上で、本会では、県立学校におけるいじめの重大事態の調査結果について、原則としてすべての事案を公表するよう提言する。

社会全体でいじめ問題に取り組むためには、調査によって明らかになった事実関係や学校・教育委員会の対応などを教訓として活かす必要がある。

そのためには、被害者側の意向や関係する児童・生徒に配慮しながら、かつ、公表の意義と公表による様々な影響を比較衡量した上で、調査結果について、可能な限り社会全体で共有することが求められていると考える。

(2) 被害を受けた側の意向

公表についての被害者側の意向は、公表するか否かを勘案する際の重要な要素であるが、被害者側の意向のみで何も公表しないとすることは、本会としては、適当ではないと考える。

公表については、被害者側の意向には極力沿うべきだと考えるが、被害者側の理解が得られない場合でも、事案の詳細は記載せず、再発防止策を重点的に示すことも可能であり、公表の意義からすれば、仮に再発防止策だけであっても、公表に係る目的はある程度達し得ると考えられる。

公表に係る被害者側への対応については、児童・生徒及び保護者の感情にも十分配慮した上で、公表の趣旨を丁寧に説明し、どこまで公開してよいか、その範囲についても十分調整する必要がある。

また、未成年者の保護者に「代理権」があるとしても、保護者の意向だけでなく、児童・生徒の発達段階を踏まえて、児童・生徒本人も含めた上で公表の意向を確認する必要がある。

さらに、加害者とされる児童・生徒への配慮も必要となる。特定の個人が識別されるような情報は、たとえ被害者側が希望しても、応じられないことを明確に伝えるべきである。

(3) 公表資料

公表資料の内容としては、調査報告書の一部を黒塗りするものと調査報告書をもとに概要をまとめるもの（以下「概要版」という。）が考えられ、どちらの内容で公表するかは、公表に係る被害者側の意向を踏まえてなされることが望ましい。

例えば、被害者側が公表を容認する場合は、個人名や学校名など個人が識別される箇所を最小限黒塗り（記号化を含む。）にした調査報告書での

公表が最も事実を詳細に伝えられる一方で、被害者側が公表を望まない場合は、広範に黒塗りした調査報告書での公表よりも概要版での公表の方が、全体像が分かりやすい。

ただし、概要版による場合には、全体像を分かりやすくすることに意識が行き過ぎ、結果的に、概要版が調査結果の内容を意図的に変えたと受け取られないように留意する必要がある。

概要版の作成主体については、公表自体は学校設置者である県教委主体で行うことが望ましいため、調査結果をもとに県教委が概要版を作成すべきであるが、調査結果を意図的に変えたとの疑義が生ずることを防ぐためにも、調査報告書を作成した委員によるチェックが必要である。

概要版の作成について、県教委は被害者側との調整に加え、委員のチェックを受けることになり、また、被害者側の感情面に配慮しながら進める必要があることから、相当な時間と労力を要することは想像に難くない。

被害者側との調整は、極力丁寧に行う必要があるが、事案によっては、公表に関して被害者側と折り合いがつかない場合も考えられる。

そうした場合には、関係児童・生徒に配慮しつつ、社会通念上妥当と考えられる調整を行った上で、委員の意見を踏まえながら、最終的には県教委の判断により、公表することもあり得る。

(4) 公表方法

公表に当たっては、記者会見、記者への資料提供、県ホームページへの掲載等の方法が考えられる。

公表については、被害者側の意向によって、どこまで内容を示せるか異なるため、どの方法によるかは、事案ごとに検討することが望ましい。

(5) 公表する期間

公表する期間については、前述のとおり、被害者側の感情に十分配慮した上で、被害者側に公表の趣旨を丁寧に説明し、どこまで公開してよいかについて十分に調整することを前提に、同種の事態の発生防止を含むいじめ問題への対応に活かすために広く知らせるという趣旨から、県ホームページに掲載する場合は、原則として期間を定めず掲載しておくことが望まれる。

ただし、公表中に、被害者側の公表に対する考えに変化が生じるなど公表の継続が困難な事情が生じた場合は、公表を中止し、又は公表内容を一部変更することもあり得るものとする。

第4章 おわりに

いじめの重大事態に関する調査結果については、個人情報保護等の観点から踏まえつつ、広く共有され、同種の事態の発生防止に供されることが望ましい。

そのためにも、県教委及び学校は、被害を受けた児童・生徒及び保護者に公表の趣旨を説明し、その理解を得るために努力することが求められる。

また、県教委及び学校は、いじめの重大事態への対応に関して、調査報告書に示された提言を真摯に受け止め、同種の事態の発生防止のために対策を講じる必要がある。

例えば、公表された調査結果を教職員が共有することで、いじめの未然防止、早期発見、早期対応等につながることも考えられ、そのためには、県教委が自らの事案のみならず、公表されているいじめの重大事態の調査報告書から得られる教訓を蓄積して、いじめ問題に関する教職員対象の研修資料等を作成し、学校現場にフィードバックするといった取組も有効と考えられる。

調査結果の積極的な公表により、当該いじめ事案への対応について社会的な評価を受けることに加え、いじめの問題について社会全体の理解が深まり、家庭や地域が協力していじめ防止に取り組む機運が醸成されることも期待できる。

県教委は、本答申に基づき、いじめの重大事態に関する結果の公表及びその活用について速やかに検討に移し、実施することが望まれる。

最後に、児童・生徒がいじめによって重大事態に陥るようなことがないよう、すべての児童・生徒にとって安全・安心な学校生活が保障されることを委員一同心より願っている。

神奈川県いじめ防止対策調査会（第3期）委員名簿

定数 15 名 任期 2 年

役職	選出区分	氏名	任期	備考
会長	学識経験者 (団体)	柳生 和男	平成 30 年 4 月 26 日 ～令和 2 年 4 月 25 日	特定非営利活動法人 J-ENEP 理事長
副会長	学識経験者 (団体)	金子 英孝	同 上	聖徳大学教授
	学識経験者 (団体)	小池 拓也	同 上	弁護士
	学識経験者 (団体)	大滝 紀宏	同 上	精神科医
	学識経験者 (団体)	上田 順一	同 上	臨床心理士
	学識経験者 (団体)	静井 こずえ	同 上	神奈川県立高等学校 P T A 連合会顧問
	学識経験者 (団体)	佐藤 みのり	同 上	弁護士
	学識経験者 (団体)	荒井 宏	同 上	精神科医
	学識経験者 (団体)	永田 麻里	同 上	臨床心理士
	学識経験者 (団体)	小島 操子	同 上	社会福祉士
	学識経験者 (団体)	大谷 正昭	同 上	精神保健福祉士
	行政機関 (団体)	瀬高 真一郎	同 上	神奈川県立市ヶ尾高等 学校長
	行政機関 (団体)	鈴木 英資	平成 31 年 4 月 26 日 ～令和 2 年 4 月 25 日	神奈川県立金沢養護学 学校長
	行政機関 (団体)	近藤 順子	同 上	秦野市教育委員会参事兼教 育指導課長兼教育研究所長
	行政機関 (団体)	森脇 誠潔	同 上	寒川町教育委員会学校 教育課指導主事

※任期途中で交代した委員

	行政機関 (団体)	佐藤 雅己	平成 30 年 4 月 26 日 ～平成 31 年 4 月 25 日	神奈川県立高津養護学 学校長
	行政機関 (団体)	佐藤 直樹	同 上	秦野市教育委員会参事兼教 育指導課長兼教育研究所長
	行政機関 (団体)	小林 くみ	同 上	寒川町教育委員会学校 教育課指導主事

いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について（答申）

平成 29 年 12 月 11 日

横浜市いじめ問題専門委員会

目次

1	はじめに	1
2	いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について	1
	(1) 公表の意義	1
	ア 公表の意義	1
	イ 公表の定義	3
	ウ 公表の目的	4
	(ア) 調査報告書の作成目的と公表の関係	4
	(イ) 公表の目的	5
	(2) 公表することの弊害	6
	ア 調査の真実性への影響	6
	イ 公表による関係当事者への影響	7
	(3) 公表の在り方	8
3	調査結果を公表する場合の公表の仕方及び公表内容について	9
	(1) 公表の仕方	9
	ア 公表方法及び公表範囲	9
	(ア) 公表方法について	9
	(イ) 公表版の作成主体について	10
	(ウ) その他	10
	イ 公表する時期	11
	ウ 公表する期間	11
	(2) 公表する場合の関係者の意向確認	11
	ア 被害者側の意向確認ないしは同意について	11
	イ 他の関係児童等への説明について	12
	ウ 子どもの意向について	13

エ	意向確認のための期間	13
(3)	公表の手順	14
4	調査結果の公表に際した個人情報保護について	14
(1)	総論	14
ア	文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」 について	14
イ	情報公開条例等について	15
ウ	児童生徒が成長過程であることに対する教育的配慮について	15
(ア)	特定人基準について	15
(イ)	権利利益侵害について	16
(2)	具体的な論点について	17
ア	事実調査の根拠の取扱い	17
イ	いじめの具体的内容の取扱い	18
ウ	個人識別情報を公表する場合の取扱い	19
エ	地域を限定する情報の取扱い	20
オ	内面（申立内容、発言内容等）の取扱い	22
カ	報道機関により公表された情報の取扱い	23
キ	センシティブ情報（要配慮情報）の取扱い	24

1 はじめに

東日本大震災の被災地から横浜市の小学校へ転入してきた児童に対するいじめ事案について、いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会は、その報告書（平成 29 年 3 月 31 日）の中で、「今後、調査結果の公表が求められた場合どのように対応すべきであるか、（中略）考え方を整理する必要がある。（中略）「公表に関するガイドライン」を策定し、これに基づき関係児童生徒・保護者や対外的公表の対応を行う。」との提言を行った。

これを受けて、教育長は横浜市いじめ問題専門委員会（以下「本委員会」という。）に対し、いじめ防止対策推進法第 28 条第 1 項にかかる調査結果の公表の在り方について、次の 3 項目を諮問した。

- (1) いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について
- (2) 調査結果を公表する場合の公表の仕方及び公表内容について
- (3) 調査結果の公表に際した個人情報保護について

これに対し、本委員会は、調査結果の公表は、いじめの再発防止に資するとともに、新たな人権侵害を呼びかねない弊害も併せ持つものとして慎重に検討することとし、2名の臨時委員を加えて検討を重ね、以下のように答申を取りまとめたものである。

2 いじめ重大事態に関する調査結果の公表の在り方について

(1) 公表の意義

ア 公表の意義

いじめ防止対策推進法には、調査結果の公表についての規定はない。「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」（文部科学省平成 29 年 3 月）には、「調査結果を公表するか否かは、学校の設置者及び学校として、事案の内容や重大性、被害児童生徒・保護者の意向、公表した場合の児童生徒への影響等を総合的に勘案して、適切に判断すること」とした上で、「特段の

支障がなければ公表することが望ましい。」としている。さらに、「学校の設置者及び学校は、被害児童生徒・保護者に対して、公表の方針について説明を行うこと。」「調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること。」「報道機関等の外部に公表する場合、他の児童生徒又は保護者等に対して、可能な限り、事前に調査結果を報告すること。」と多くの配慮ある対応を求めている。

公表には、文部科学省がこれ程慎重な判断を示唆しているとおり、懸念すべき弊害もあり、それらの弊害を超えて公表するとすれば、広く市民社会による関係情報の共有によって、いじめ防止対策推進法第3条第3項にいう「国、地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題を克服することを目指し」、社会全体としていじめ防止等の対策強化に役立てるという公益をもって、公表の意義と考えるのが妥当といえる。このことは同法のみならず、学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力を定めた教育基本法第13条や、児童福祉法第2条の「全て国民は、児童が（中略）心身ともに健やかに育成されるよう努めなければならない。」との趣旨にも合致すると理解することができる。

つまり、いじめ重大事態の調査結果の公表は、児童生徒の健やかな成長と再発防止を含むいじめ防止対策の実効ある取組に資するために行い、情報を得た市民社会は、これを関係諸法の趣旨に沿って生かしていくようにしなければならない。公表された関係情報は、報道機関を含め、それを知り得た市民社会全体で、責任あるいじめ防止対策や健全育成活動の推進につなげることで「社会全体で子どもを健全に育てる」という公益を生む意義を持つといえる。

また、この種の調査結果の公表によって市民社会に関係情報が共有され、理解が深まることは、学校及び教育委員会に対しても、いじめ防止対策やいじめに関する指導・支援活動を見直す機会となり、その公正性を高めて、家

庭・地域と一体となったいじめ防止や教育活動をさらに促進する意味を生むものといえる。認識の浅さから重大事態を見過ごしたり、調査過程において不用意な発言や不正確な事実認識で信頼を失ったりすることなど、「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」の指摘している学校・教育委員会等のありようは、深く反省されるべきものである。調査結果の公表は、市民目線で学校教育のありようを見つめ直すことに役立ち、児童生徒の育成を第一義に据えた公正な学校の教育活動を強化する契機になるものといえる。これを受けて、学校及び教育委員会は、当該いじめ事案の特性や重大事態に至った要因や背景を踏まえ、市民の期待に応え得る公正で具体的な再発防止策を構築し、提示していくことになる。

さらには、調査結果の公表によって第三者機関である本委員会の公正性・中立性を確認する機会とし、調査結果の信頼性を保つ意義も有している。

以上のことから、公表することの意義として、

- ① 市民社会全体で再発防止を含むいじめ防止対策や健全育成活動を促進すること。
- ② 市民目線に立って学校及び教育委員会のいじめ対策や教育活動を見直し、公正な教育活動・教育行政の推進を強化すること。
- ③ 本委員会の調査結果の信頼性を保つこと。
を挙げることができる。

イ 公表の定義

公表の国語的な意味は、「おもてむきにすること。世間に発表すること。」

(広辞苑)だが、本件公表については、公的機関が有する情報を発表するものであり、市民の知る権利の保障や市民社会に共有されることによる公益性を担保する意味合いを持っている。例えば、身近な公表制度としては、消費生活用製品安全法に基づく「製品事故情報の報告・公表制度」がある。製品

の重大事故に際し、政府は、製品名や事故の内容等を公表することになっている。これにより、危害の発生と拡大を防ぎ、消費者である国民の安全を守る公益が担保されることになる。

このことを踏まえれば、本件公表は、「ア 公表の意義」で述べた「市民社会全体でいじめ防止対策や健全育成活動を促進する」等の公益を確保・促進するための「公表」と位置付けることができる。

これまで、横浜市では、市民の知る権利を保障して市民の市政への参加を促進し、地方自治の一層の発展を公益として、市の保有する情報の公開を進め、行政文書の開示請求等に基づく情報の公開が行われてきた経緯がある。いじめ重大事態の場合も、この制度によって、市民は調査結果を開示請求することができる。しかし、請求によってはじめて閲覧を可能とする以上に、より積極的に市民社会に公表することが望ましい。ここでいう公表とは、「開示請求等がなくとも、公表の意義を踏まえて、市民社会が容易に閲覧できる状況を設定すること」を意味する。具体的な方法としては、本市のホームページ上に掲載する方法などが考えられる。

ウ 公表の目的

(7) 調査報告書の作成目的と公表の関係

調査報告書の作成目的について、いじめ防止対策推進法では、「重大事態に対処し、及び当該重大事態と同種の事態の発生の防止に資するため、

(中略) 当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査」(法第 28 条第 1 項)としている。「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」

(前出)では、調査の目的・目標として、「重大事態の調査は、民事・刑事上の責任追及やその他の争訟等への対応を直接の目的とするものではなく、学校の設置者及び学校が事実に向き合うことで、事案の全容解明、当該事態への対処や、同種の事態の発生防止を図るものであること(以下省

略)」としている。また、同法は、「調査を行ったときは、当該調査に係るいじめを受けた児童等及びその保護者に対し、当該調査に係る重大事態の事実関係等その他の必要な情報を適切に提供するものとする。」（法第28条第2項）としている。このように、調査報告書作成の目的に、公表することは必ずしも含まれていない。このことから、調査報告書を公表することは、目的外使用に当たるとの見方もでき、公表が前提になることによって、調査活動がしにくくなったり、調査対象者が言説を変えたりするなど、調査本来の目的が達せられないなどの支障が生ずるとの見方もある。

しかし、公表が、「ア 公表の意義」で述べた①～③の意義を有し、広く社会に正確な情報を伝えることで、学校現場や教育委員会という限られた範囲だけでなく、社会全体でいじめの問題を考えていく契機になるのであれば、「公表」は公益にかなうものと考えられる。

(イ) 公表の目的

公表の意義や調査報告書の作成目的を踏まえれば、公表の目的としては、次の5点にまとめることができる。

公表により、正しい情報が市民社会に共有されることによって、

- ① 疑心暗鬼や憶測などを減じさせ、社会全体でいじめの問題を考えていく契機として、市民と共に、再発防止を含むいじめ防止対策や健全育成活動の促進を図る。
- ② 市民目線に立った開かれた学校づくりを促進し、学校・家庭・地域が協働して、いじめ防止に向けた風通しの良い教育環境を創りあげる。
- ③ 学校や教育委員会が、当事者として厳しく事実に向き合い、児童生徒の育成を第一義とした公正かつ適切ないじめ指導体制の構築や、教育行政の推進に役立てる。
- ④ 家庭教育の重要性が自覚され、情操や道徳性、対人交流の力の素地等を

培う家庭教育の充実に役立てる。

- ⑤ 第三者機関である本委員会の公正性・中立性を確認し、調査結果の信頼性を保つ。

(2) 公表することの弊害

ア 調査の真実性への影響

「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」にも明記されており、重大事態に関する調査の実施に際しては、被害児童生徒や保護者をはじめとする調査対象者等に対して、調査の趣旨や方法、調査組織や今後の取扱い等について説明することは欠かせない。調査結果の公表についても、調査対象者に、個人情報に配慮した上で関係情報が市のホームページ掲載を通じて公表されることを説明することになる。

そこで、調査結果の公表が前提となっていることについて、調査対象者に与える心理的な影響や調査活動への影響について検討しておく必要がある。公表された場合、マスコミによる多様な報道やインターネットでの情報拡散に見られる昨今の社会風潮は、児童生徒を含む調査対象者をして恐怖すら感じさせる状況がある。実際に、数多くのいじめ事件について多様なサイトが立ち上がっている。そこには、事件の“経過”や“被害生徒”などの“写真”や“実名”はもちろん、“加害者の実名”として多くの児童生徒の氏名が写真などと共に掲載され、目を覆いたくなるような誹謗中傷が無数になされている。“加害者”とされる児童生徒の幼年時の写真や保護者・兄弟等の写真、保護者の氏名と職業、住所、転校先学校名、その後の生活の様子などが、興味本位に克明かつ執拗に記載されている。まさに、ブログやサイトの運営者や書き込む者自らが“制裁”を行っているような不当な人権侵害の様態を多数見ることができる。こうした情報が、ブログやミニブログ、掲示板や交流サイトなどに拡散し、さらに投稿が繰り返される一方、その削除要請や規

制・管理が追いついていかない状況は、関係当事者にとって恐怖といえ、こうした実態を十分に知っておく必要がある。

こうした実態は、関係当事者・調査対象者にとって大きな関心事であり、切実な現実認識といえる。こうした状況下で調査を行おうとする場合、対象者に防衛機制が働くことは無理からぬことであり、事情聴取等への非協力的な態度や回答内容に変節が生じるなど、真実の把握が難しくなることが考えられる。その結果、調査報告書の真実性が低減することは十分に考えられる。また、調査は児童相談所や警察、相談機関や医療機関、他の教育機関等の担当者からの聴き取りを行うこともある。この場合も、公表されることが前提となると、各機関が関係当事者との関係性を必要以上に気にしたり、自らの事業遂行への影響を懸念したりすることもあり、聴き取りが十分に行えないことが生ずる恐れも出てくる。

イ 公表による関係当事者への影響

公表されることによる関係当事者への影響としては、次のような状況が生じると考えられる。

- ① 一定の範囲で学校情報や生活情報を共有する同じ学校の保護者や地域住民等が閲覧することで、関係当事者の個人が特定されたり、日頃の人間関係の状況や内心を知られたりすることになり、関係当事者の学校や地域での生活に支障が生じる。
- ② 人間関係の詳細や言動の様子、諍いや対立の実情などが明確になることによって、関係当事者と周囲の児童生徒・保護者等との関係に影響が出て、被害児童生徒の登校再開や立ち直り、加害児童生徒の反省や更生、当事者間関係修復等の支障となるなど、児童生徒の成長が阻害される。
- ③ インターネット上での情報拡散とさらなる投稿・転載が繰り返される状況が起こり、興味本位な書き込みや誹謗中傷による重篤な人権侵害と関

係児童生徒の成長を阻害する状況が生まれる。

(3) 公表の在り方

調査結果の公表については、既に述べたとおり慎重な判断と配慮ある対応が求められている。先に例にあげた「製品事故情報の報告・公表制度」に見られるような、物品にかかる消費者と事業者との関係のように単純な性質の問題ではない。ここで「公表」しようとする調査結果は、児童生徒の人間関係から生じたいじめ事案に関するものであり、児童生徒、つまりは市民同士の関わり合いの実態や、人間関係の破綻や諍い状況を記載した情報である。そこには、市民である児童生徒の人間関係や好悪の感情、児童生徒の発達状況や行動傾向、深刻な心身への被害とその心情など、個人生活や人格にかかわる情報があふれており、保護者の情報も併せて、極めて重要な個人情報と将来の生活や成長にかかる情報が含まれている。これらのことと、上記(2)イで述べた関係当事者への影響を踏まえれば、公表することの弊害が非常に大きいことも、また、自覚されなければならない。

元来、学校現場及び教育行政の透明性を担保して同種事案の再発防止を図ることと、重大事態の関係当事者の学校生活はもとより、その人格や名誉、ひいては将来を守ることとは、価値として共に高まり合う関係にはなく、情報を公表し過ぎることによる弊害は、児童生徒の成長を阻害する危険性を多様に含んでいる。公表に当たっては、双方のバランスをとってこれらを極力損なわないようにする必要がある。その弊害を上回る公益が確保・促進されるという条件下において、公表は行われるべきものである。

したがって、公表は、関係当事者に不利益が及ばないよう配慮を尽くした上で行う必要があり、関係する全ての児童生徒の人格を傷つけたり、その健やかな成長を阻害したりすることは、決してあってはならない。

3 調査結果を公表する場合の公表の仕方及び公表内容について

(1) 公表の仕方

ア 公表方法及び公表範囲

(ア) 公表方法について

上記2に記載したとおり、公表の目的は、調査結果を受け、行政が、正しい情報を市民・社会に伝えて、再発防止のための取組の一環としていじめの実態やこれに対する対処を広く市民と共有することにある。公表の目的を達成するための公表であるから、公表の目的にかなう公表の仕方とすべきである。

公表の目的として、事実をそのまま出すことや調査の透明性の担保を優先して考えるのであれば、調査報告書そのものに、横浜市の保有する情報の公開に関する条例（以下「情報公開条例」という。）に準じた一部黒塗りを施した上での公表ということもあり得る。

しかし、公表の目的として、再発防止や今後の制度改善としてどこが大事なのかという点を重視して事実を公表するという考え方に立つのであれば、調査報告書に黒塗りを施したものを公表するよりも、むしろ公表版を作成してこれを公表することがふさわしい。公表版は、黒塗り版と違って、全体像を分かりやすく書くことができる。また、言い回しを工夫することで、ニュアンスを伝えることもできるという利点がある。情報公開請求制度を利用することで、調査報告書と公表版とを比較することも可能であるから、公表版であることによって、公表版の正確性や調査の透明性に疑義が生じるものではないと考えた。

一方で、公表を前提とすることで、調査自体への協力が得られにくくなったり、調査報告書の書き方に影響が出たりするといったことは避けるべきである。調査報告書自体を、一切の黒塗りなく公表できる内容で作成することも検討したが、調査報告書作成の際に必要な十分な記載ができなくな

るなど、かえって調査の透明性に影響が出るおそれがあることから、採用しなかった。

このような観点から、公表の目的に合致した公表版を作成し、公表することが望ましい。

(イ) 公表版の作成主体について

調査の目的と公表の目的は異なる。再発防止のため、市民・社会の適切な議論を期待していくことが目的なのであれば、行政（教育委員会）が公表の目的に合わせて必要な事実をまとめて、公表版を作成することが適切である。

また、本委員会は、事実を調査して報告書にまとめるのが仕事だと考えると、そこに特化していくべきではないかとの考えもある。

なお、行政が公表版を作成するとしても、公表前に本委員会に報告し、その内容に疑義があれば本委員会が意見を述べる制度とすることが望ましい。

(ウ) その他

公表は、社会に対するメッセージである。上記2(2)で検討したような弊害が生じるおそれがありながらも公表をするのであるから、その意図が、市民に正しく伝わってほしい。

「公表は、いじめの実態とその対応を市民と共有することで、子どもたちの将来に役立てる、成長を守る、いじめのない社会づくりを、市を挙げて市民とともにやっていく、市民みんなでこの問題に係わるということを目的にしている。その目的のために、市は、市民を信頼して情報を出していくのである。

万が一にも、公表したいじめの事実が悪意をもって用いられ、関係者を

傷つけることにはなならない。そのための方策をできる限りとることが望ましい。」

このようなメッセージを、公表の際に、入れることが望ましい。

イ 公表する時期

調査報告書が提出され、後述(2)の関係者の意向確認後は、できるだけ速やかに公表することが望ましい。公表によって、事実と異なるうわさや憶測が広がることが抑制されることも期待できるため、速やかな公表が望ましい。

ウ 公表する期間

ホームページ上で公表するのであれば、上記2(2)の弊害を回避するためにも、公表期間をあらかじめ決めておく必要がある。

再発防止のための取組の一環としていじめの実態やこれに対する対処を広く市民と共有するという公表の目的から、市民が公表版を入手し、いじめ問題について話し合い、考えを深める手がかりとするために必要な期間と、公表期間が長期に及び、抽象化されているとしても関係者の個人的な体験が広く知られる状態が続くことによる弊害とを考量すると、公表期間は、6か月程度を基本とするのが相当と考えた。

なお、公表期間中であっても、被害者側の公表に対する意向に変化が生じた場合等、公表の継続が難しくなるような事情が生じた場合は、公表を中止し、又は公表内容を一部変更することもあり得る。

(2) 公表する場合の関係者の意向確認

ア 被害者側の意向確認ないしは同意について

いじめを受けた児童生徒及びその保護者（以下「被害者側」という。）には、公表についての意向を可能な限り確認すべきである。もっとも、必ず

しも明確な同意がなければ公表しないとするものではなく、同意が得られない場合でも、少なくとも、調査により確認できたいじめの有無及び再発防止策については公表し、全ての調査報告書について公表版を公表することが望ましい。

いじめ防止対策推進法の被害者救済の趣旨を考えれば、被害者側の意向に反し、いじめの事実を明らかにすることは不適切である。

もともと、被害者側の同意がなければ、調査結果について一切の報告ができないとすることは、公表の目的にかなわないと考える。いじめの具体的内容に言及しないとしても、いじめの有無及び再発防止策について公表することにより、広く市民がいじめについて考える機会や資料を提供することになる。また、国のガイドラインでも、「調査結果を公表する場合、公表の仕方及び公表内容を被害児童生徒・保護者と確認すること」としているが、同意を要件とするまではされていない。

なお、いじめの認定ができない場合でも、保護者との対応は十分だったのか等、考察の対象とすべき点があり得るので、やはり、公表する意義が認められると考える。

さらに、提出された調査報告書のうちで、公表するものとししないものを分けた場合、その判断が恣意的になるおそれがあることも指摘できる。

以上の検討から、被害者側の意向は確認すべきだが、同意を要件とまではせず、被害者側の意向も踏まえて、公表の内容を精査・限定し、あるいは工夫した上で全ての件について公表することが望ましい。

イ 他の関係児童等への説明について

被害者側以外の関係児童生徒及びその保護者（いじめを行ったと指摘される児童生徒及びその保護者（以下「加害者側」という。）を含む。）に対しても、公表の目的を十分に説明して理解を得るように努めるべきであるが、

同意を得ることまでは必要ないと考える。

いじめの具体的内容は、当該行為を受けた側の情報であると同時に、当該行為を行った側の情報という側面もあり、一方が公表を望んでも、他方は公表を望まない場合も考えられる。

この点、加害者側といっても市民であり、成長過程にある児童生徒であるから、加害者側と指摘された者についても、公表の目的を十分に説明して理解を得るよう努めることが望ましい。また、実際には、加害者側やその他の関係児童生徒に対する手当や指導は、学校等が実施しており、公表がこのような指導等に差し支えないよう配慮すべきである。

ウ 子どもの意向について

「いじめ」は子ども自身の身近な問題であることから、意向確認の際には、丁寧に説明すれば理解ができるおおむね10歳程度を目安として、保護者だけでなく、子ども（児童、生徒）本人にも、きちんと説明をした上で、公表についての意向を確認し、尊重することが望ましい。

子の意見表明権という考え方があり、家庭裁判所であっても、なるべく子どもの意見を聞くようにしている。いじめについて公表することの意味や目的、弊害について考えることができる年齢に達していれば、可能な限り、本人の意向を踏まえるべきである。そこで、おおむね10歳程度か、少なくとも中学生以上であれば、丁寧に説明をした上で、公表についての意向を確認することが望ましい。

エ 意向確認のための期間

上記(2)アないしウのとおり、意向確認や説明は、慎重かつ丁寧に実施するよう努めることが望ましいが、多数の保護者・児童生徒に対応する必要がある事案も想定される。他方で、上記(1)イ記載のとおり、速やかな公表に

も意義が認められる。そこで、調査報告書の提出からおおむね2週間程度を目処として、この間に明確に被害者側の同意や関係者の理解を得ることができなかつた場合には、この状況を踏まえて、上記(2)ア記載のとおり、公表する内容を精査・限定して作成した公表版を公表することとなることはやむを得ない。

(3) 公表の手順

公表版は、調査報告書の提出を受けた教育委員会が作成し、公表版の公表について、被害者側・加害者側それぞれの保護者、児童生徒へ説明することとなる。当事者の意向を受け、公表版を一部修正することもあり得るが、最終的には、公表による不利益を最小化するとともに、再発防止という公表の目的にかなう内容となるよう教育委員会が作成の責任を持つべきである。

4 調査結果の公表に際した個人情報保護について

(1) 総論

ア 文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」について

文部科学省の「いじめ重大事態の調査に関するガイドライン」は、その第8「個人情報の保護」において、調査結果の公表に際した個人情報保護について次の2点の指摘をしている。

- 調査結果の公表に当たり、個別の情報を開示するか否かについては、各地方公共団体の情報公開条例等に照らして適切に判断すること。
- 学校の設置者及び学校が、調査報告書における学校の対応や、学校に対する批判に係る記述を個人情報と併せて不開示とした場合、学校が事実関係を隠蔽しているなどと、外部からの不信を招く可能性がある。学校の設置者及び学校として、「各地方公共団体の情報公開条例等に照らして不開示とする部分」を除いた部分を適切に整理して開示すること。学校の設置

者及び学校は、いたずらに個人情報保護を盾に説明を怠るようなことがあってはならない。

イ 情報公開条例等について

上記ガイドラインは、各地方自治体の情報公開条例等に従うということを示しているが、これに関して、情報公開条例第7条第2項は、「実施機関は、前項の規定にかかわらず、開示請求に係る行政文書に次の各号に掲げる情報（以下「非開示情報」という。）のいずれかが記録されている場合は、当該行政文書を開示しないことができる。」と規定し、同条例第7条第2項第2号は、「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は、原則として非開示とする旨規定している。

そこで、上記国のガイドライン及び上記条例等を踏まえ、公表内容について議論した。

その結果、「情報公開条例等に照らして判断すること」については、横浜市情報公開・個人情報保護審査会で過去になされた判断（答申）を参考とし、併せて、他都市の答申例、裁判例についても参考とすることとした。

ウ 児童生徒が成長過程であることに対する教育的配慮について

加害・被害双方の子どもたちの人格を守る、子どもたちの将来においての成長を守るという視点は、公表範囲を考える上で配慮すべきである。

(7) 特定人基準について

いじめ調査の公表は、学校を超えた広く社会の関心とされ、地域社会の外側から論評をされるなど、当該児童生徒にとっては地域社会の生活を超えた目を向けられる。また、一旦、メディアやネットワークに乗ると、出版やインターネットの記録として、当事者たちの記憶を超えて残っていくことになり、社会の様々な立場の者から関心を持たれることになる。

このような一般的な社会の構成員からの個人識別の可能性については、後述(2)ウで述べるような一般人の基準によって非公表にすることで対応できるものと考えられる。

しかし、加害者、被害者及びこれに関係する児童生徒は、学校の所在する地域社会で生活している。その地域社会で友人などの人間関係を築きながら成長していく。学齢期にいじめの問題があったとしても、それを経験しながら成長していかなければならず、社会もこのような児童生徒の成長を支え、見守らなければならない。

このような地域社会での人間関係を踏まえると、一般人には当該児童生徒の個人識別が不可能であったとしても、一定の範囲の関係者について特定個人の識別が可能であるような場合、これらの関係者からも個人識別ができないような範囲で公表する必要がある。

すなわち、後述(2)ウ「個人識別情報を公表する場合の取扱い」で述べるように、特定人基準を選択して公表の範囲を決めるような配慮が必要である(資料2～5参照)。

(4) 権利利益侵害について

例えば、いじめがあったクラスの児童生徒にいじめのアンケートを行い、児童生徒の内面から、事実、感情、感想、評価などの情報を入手する場合がある。

これらについて、一定の範囲の関係者であれば個人の識別ができる場合には、前述の特定人基準によって公表しないという判断をすることができるが、たとえ個人の識別ができなくても、アンケートに応じた児童生徒は、アンケートの際に、担当教師などから、外部に公表しない旨の説明を受け、これを信頼して記載に応じることが一般的であると思われる。

すなわち、信頼関係を前提として、通常であれば外部に出さない個人の内面を、アンケートという方法で客観的な情報として提供していることになる。

このような、個人の内面の感情や評価などの情報を、公表しないという前提でなされたにもかかわらず、公表して第三者の目に触れるようにして流通されることは、アンケートに応じた児童生徒の意思に反して行われることになる。

このような形で公表が行われることは、それ自体が児童生徒の自己決定権の尊重に反することであるし、信頼を裏切る形で公表されることで児童生徒がショックを受け、教師や学校、ひいては大人社会に対して不信感を抱くことになりかねず、児童生徒の成長発達の阻害になるおそれがある(この点については、権利利益侵害として、後述(2)オで述べる。)

他方、予め「公表する」と告知してアンケート調査を行うとすると、児童生徒が真実の回答をすることを躊躇し、いじめ問題の解決ができなくなってしまう事態も予想される。

したがって、いじめ調査の公表にあたっては、これらの点を踏まえて、児童生徒の人格を尊重するような配慮をするべきである。

(2) 具体的な論点について

以上の個人情報保護についての考え方を踏まえ、具体的な論点について述

べる。

ア 事実調査の根拠の取扱い

公表に際して実際に問題になるのは、事実調査の部分であるところ、どのような証拠に基づいてどのような事実認定をしたのか、すなわち、事実調査の根拠についてどこまで公表するかについて議論した。

この点、調査報告の透明性の観点からは、どのような資料があるのか、どのような根拠に基づいて調査報告書を作成したのかについて明らかにすることは望ましい。

しかし、根拠を明確にすると目撃者等の個人識別につながることも考えられる。

その結果、公表の目的が、市民がいじめの原因、背景について考え、再発防止につなげることにあるのであれば、詳細な根拠を示す必要まではないと考えた。

イ いじめの具体的内容の取扱い

いじめの認定として、何の事実を認定したのかが重要である。

公表の目的が、いじめの問題を社会全体で考えるということであれば、そのために必要十分な情報を公表するということになる。ここで、いじめには、それぞれのいじめについて特徴的な問題点があり、そこに個人情報が含まれる場合がある。

そこで、いじめの事実認定を記載するにあたり、個人情報を保護するためにはどのように記載するかが問題となる。

例えば、悪口を言われて殴ったという場合、「殴った」事実行為は出すが、悪口の内容（例えば、「生活保護を受けている」などと言って相手を貶した等）は出さないという記載方法が望ましい。

また、部活でいじめがあったとして、部活名や部活名に結び付くもの（野

球部の場合のバット、グローブ等)は個人の特定につながるので出さないという配慮が必要である。

これらの検討を踏まえると、いじめの状況や重大事態に至った要因といった重要な部分についてある程度記載することが望ましい。いじめの期間の長短などによって分量に差異が生じるとしても、この程度が望ましいと考える。

なお、性的暴行については、「ズボンを下す」などの事実行為については事実として記載するべきであるが、どこまで記載するかについては、児童生徒の羞恥心を配慮して記載するべきである。

ウ 個人識別情報を公表する場合の取扱い

まず初めに、個人識別における一般人基準と特定人基準（関係者基準）について検討する。

ここで個人識別性を判断する場合、一般人が個人識別できるということを基準とするのが通常である（一般人基準）。

一般人基準といっても、誰でもがすぐに識別できるということではなく、一般人が他の情報と照合するような調査をすることによって個人識別ができるということである。

一般人基準を適用して、氏名、住所等の直接個人識別ができる情報を非公開とすれば、通常、個人識別はできない。

しかし、一般人には個人識別できない情報であっても、特定の関係者であれば、個人識別が可能となってしまう場合がある。

このような場合に、特定の関係者であれば個人識別の可能性のある情報を非開示扱いとするのが特定人基準（関係者基準）である。

各地の答申を見ると、関係者基準を採用して、関係者なら個人を識別できるから非開示と判断している場合も見受けられる。

ここで具体的な例を挙げて検討する。

具体的ないじめの内容（〇月頃から××（場所）でAに〇〇と言われた、Bに××（場所）で〇〇をされた等）が認定できれば、調査報告書には記載することになる。この場合、その学校のことを知らない一般人からすれば、関係者の人数が分かる程度でAやBが誰かは分からない。これが一般人基準である。しかし、学校の在校生や保護者、卒業生が見れば、AやBが誰か分からなくはないということがある。これが特定人基準である。

いじめの事案の場合、常に特定人基準を採用すると、いじめの内容を公表することは困難になってしまうであろう。

しかし、どのような事実があったかを出さずに「いじめはあった」と言っても、市民の納得感は得られない。調査結果を公表するという立場からは、ある程度の範囲の関係者に識別されてしまうことは仕方がないのではないか。特定人基準に従ったことによって、いじめの形態を何も出すことができないとすると、それを公表しても、公表の目的に資することにならない。

仮に、特定人基準に従ったとしても、いじめの客観的な事実それ自体は、個人識別に直結しにくいと思われる。

例えば、体罰や生徒間暴力の場合、蹴った、殴ったという事実行為は出して良いと思われるが、例えば、10回殴った、20回殴ったという事実行為がある場合には、その子の人格が出ているといえよう。

しかし、「1回殴った」は出すが「10回・20回殴った」は出さないという基準は作れないと考えられる。淡々と事実行為だけは書かざるを得ないし、出さざるを得ないのではないかと考える。

エ 地域を限定する情報の取扱い

地域を限定する情報については、それが個人の識別につながるかどうか

は、その地域の人口や面積等の地理的な規模が大きな要素になる。

横浜市の場合、学校数が少ない小規模な自治体とは異なり、人口規模と学校数を踏まえて個人識別の可能性を考える必要がある。

まず、学校名については、当該学校名に照らすと、当該児童生徒の個人識別につながるため、非公表とするべきである（川崎市情報公開・個人情報保護審議会答申 28 第 2 号平成 28 年 4 月 15 日は、学校名、教職員の職、氏名、職務内容については、児童生徒の個人識別につながるとして、非開示とした。）。

行政区については、行政区の人口には差異があり、小中学校の学校数にも差異がある。小規模の行政区については学校数が少なく、当該児童生徒の特定につながるおそれがある。

したがって、行政区については、小規模の行政区に配慮し、行政区の規模の大小にかかわらず、一律に非公表とするべきである。

また、いじめの事実関係の内容が、地域の特色を反映している場合、学校の特定につながるおそれがある。

この場合、いじめの事実関係の内容から地域の特性に関わる記述を省くと学校の特定にはつながらない。しかし、反面、いじめの内容を公表することによって社会にその問題性を問いかけ、市民の理解を得て再発防止につなげるという公表の目的に照らすと、いじめの内容の特性につながる記述を非公表とすることは公表の趣旨を妨げることとなってしまう。

この点は悩ましいところであるが、公表によって個人が特定され、児童生徒の成長に取り返しのつかない影響を与えるおそれがあることを考えると、地域の特性に関わる記述は公表しないという方向が望ましい。

また、特別支援学校や高等学校のように、学校数が限られている種類の学校については、市全体で学校数が 10 校程度であるため、特別支援学校や高等学校であることは示すとしても、地域性に関する情報が公表されると学

校が特定されるおそれがあるので、地域性に関する情報には配慮するべきである。

オ 内面（申立内容、発言内容等）の取扱い

個人識別ができない場合でも、個人情報の観点から保護を必要とする場合が考えられる。情報公開条例は、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの」についても非開示と定めている（第7条第2項第2号本文後段）。すなわち、権利利益の侵害とされる場合である。

過去の横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申では、学校の児童に対して行った聴き取り調査の開示請求に関するものがある（答申第497号平成19年5月25日）。

非開示とした答申の理由としては、特定の個人が識別される可能性は低いとしても、このような聴き取り調査は、通常、当該情報について他の者に安易に漏らすことのないように十分配慮した上で行われるものであるため、調査に協力した児童は、その発言内容が聴き取り内容として、そのまま開示されることはないとの前提で回答したものと考えられるとして、開示することにより当該児童が精神的負担を感じることに加え、限定された地域で日常生活を送る児童にとってその人間関係に支障をきたすおそれが出てくるなど、当該児童の健全な発育に与える影響にも配慮する必要があるとして、子どもたちの権利利益を侵害するとして非開示を妥当としている。他の自治体の答申にも同様の判断をしているものが見られる。

これは、行政サイドから見ると、公表されないという前提で聴き取りされたものが公表されるとなると、児童生徒が真実を伝えなくなり、真実の解明がうまくいかず、行政がいじめ防止目的のために調査をするという行政の目的が達成されなくなるので、行政運営情報（事務事業情報）として

非開示となるという非開示理由にも該当する（情報公開条例第7条第2項第6号）。

いじめに関する生徒のアンケート調査の作文については、高等裁判所の判例がある（東京高裁平成11年8月23日判決）（資料1参照）。

すなわち、自殺した生徒の保護者が、事件後に学校が生徒に作成させた作文について、本人情報であるとして開示を求めたが、①本件作文は開示を予定して作成されたものではなく、開示することは教師と生徒との信頼関係を失い、今後の生活指導上の支障が生じる（行政運営情報）という点と、②作文には人格が表れており、内面・心情に当たるので作文を書いた子どもの個人情報でもあるという点から、非開示を妥当としている。こうした過去の判例や答申の考え方は踏まえるべきである。

カ 報道機関により公表された情報の取扱い

いじめの問題が新聞、テレビなどで取り上げられた場合、その事実をもって「慣行として公にされている情報」（情報公開条例第7条第2項ただし書）として、全てを公表するべきであろうか。

慣行として公にされている情報（いわゆる「公知の事実」）については、マンションの耐震強度不足が全国紙で問題としてとりあげられた事案について、横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申（答申第1074号平成25年1月11日）において、新聞等報道機関により公表された情報に関して、新聞等で報道されたことにより、当該情報が一時的に公知の状態に置かれたとしても、そのことをもって当該情報の全てが将来にわたり一般に公にされている情報であるとはいえず、報道発表の時点から時間が経過すれば、それとともに事案の社会的影響、事案に対する社会一般の関心、記憶等は薄れていき、次第に公衆が知り得る状態に置かれているとは言えなくなっていくものと認められるとしている（内閣府情報公開・個人情報

保護審査会平成 22 年度（行情）答申第 206 号及び第 207 号参照）。

過去の報道についてはこのような考え方ができるとしても、現在進行中の「一時的に公知の状態」に置かれている報道についてはどのように考えるべきだろうか。

これについては、個人に関するある情報が報道などにより流通過程に置かれることと、行政機関が行政文書の公開ということで情報を開示するという事は、同一の情報を扱っているように見えても、当該情報の信用性、意義、評価について大きく異なることもあり得るという点を考慮すべきである（内閣府情報公開・個人情報保護審査会平成 13 年度答申第 14 号参照）。

すなわち、新聞等で報道されたことによって直ちに「慣行として公にされている情報」になったと考えるべきではないし、新聞等の報道内容を行政機関である市が追認して公表すると、それによって報道内容に信用性、意義、評価に新たな裏付けを提供することになってしまうことを慎重に考えるべきである。

キ センシティブ情報（要配慮情報）の取扱い

いわゆるセンシティブ情報には、例えば「思想、信条及び宗教に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがある個人情報」（個人情報保護条例第 8 条第 3 項）が該当する。センシティブ情報の規定は、個人情報の保護に関する法律（以下「個人情報保護法」という。）及び行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律には規定がないが、国の立法に先行して地方自治体がこれらの保護を先行して定めたという経緯があった。

これについては、平成 29 年 5 月施行の改正個人情報保護法等において「要配慮情報」の取扱いが立法化され、「人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪により被害を被った事実その他本人に対する不当な差別、

偏見その他の不利益が生じないようにその取扱いに特に配慮を要するもの」(改正個人情報保護法第2条第3項、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律第2条第4項)が規定され、地方自治体についても要配慮情報に関する条例の整備が検討されている。

本市の現行のセンシティブ情報についても、改正法の要配慮情報も、直接には個人情報としての取扱いの規定であって、情報公開請求や個人情報開示請求に関する公開、開示の範囲を規定するものではない。

しかし、いじめ問題について、これらの個人の内面に関する個人情報や社会的差別につながる個人情報が含まれる場合には、公表に際しては、慎重に対応すべきである。また、センシティブ情報(要配慮情報)に含まれるかどうかについて議論のあるものについても同様に考えるべきである。

慎重に扱うべき理由は、第1に、センシティブ情報(要配慮情報)がいじめに関係していることを公表すると、そのセンシティブ情報(要配慮情報)の事実が、個人識別の手掛かりになるおそれがあることである。

第2は、個人識別につながらなくても、個人の内面に関する情報や社会的差別の原因となる情報が公表、流通すること自体が、関係者に影響を与えるという点である。

他方、反面、いじめの原因がセンシティブ情報(要配慮情報)に関連する場合には、市民社会において、そのような問題が生じていることを公表することは重要である。

したがって、公表に際しては、公表の意義、必要性を踏まえて、個人情報としての公表の範囲を考慮する必要がある。

資 料

資料目次

資料1	東京高裁平成11年8月23日判決 (中学生自殺事件作文開示請求訴訟)	28
資料2	特定人基準を採用した判例・答申例 名古屋高裁平成15年5月8日判決	28
資料3	特定人基準を採用した判例・答申例 内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申 (平成13年度答申第171号「国籍別難民認定申請書 受理・処理状況の不開示決定に関する件」)	29
資料4	特定人基準を採用した判例・答申例 三重県情報公開審査会答申(答申第399号)平成25年6月21日 . . .	29
資料5	特定人基準を採用した判例・答申例 大阪市情報公開審査会答申(答申第319号)平成24年7月23日 . . .	29
資料6	横浜市いじめ問題専門委員会委員名簿	30

資料1 東京高裁平成11年8月23日判決（中学生自殺事件作文開示請求訴訟）

作文作成者自身の感想、意見等を内容とする部分は、作文作成者自身の学校教育のために利用、管理されるべきものであり、自殺した生徒の個人情報ということではできないが、自殺前の言動や自殺の原因となった事実に関する学校側の事実調査に対する各生徒の回答といった趣旨の部分も存在することが推認でき、その部分については、自殺した生徒の個人情報に該当するものと解し得る余地がある。

本件の作文が、公開、開示を予定して作成されたものではなく、これを公開することは、本件作文作成の趣旨や作文作成者の意図に反し、その開示が教師と生徒の信頼関係を損なうことは明らかであり、自殺した生徒の個人情報に該当するものも非開示とできる情報に該当する。（判例タイムズ1021号175頁）

資料2 特定人基準を採用した判例・答申例

名古屋高裁平成15年5月8日判決

行政機関の保有する情報の公開に関する法律が、開示請求の請求主体について何らの制約を設けていないため、当該個人の同僚、知人等も開示請求をする可能性があることからすれば、「他の情報」とは、一般に容易に入手し得る情報のみに限定されるものではなく、当該情報の性質及び内容に照らし、具体的事例において個人識別の可能性をもたらすような情報を含むものと解するのが相当である。

「患者略名」と「職業」は、一般に個人の特定に役立つ有力な情報であるうえ、特に職業はその種類によっては、対象者を相当範囲にまで限定する役割を果たすものであるから、これらの情報と、本件処分の段階で開示された情報や異議決定によって更に開示された各情報をあわせることにより、特定の個人に関する情報であることが可能になるものと認められるから、個人識別情報に該当する。

資料3 特定人基準を採用した判例・答申例

内閣府情報公開・個人情報保護審査会答申（平成13年度答申第171号「国籍別難民認定申請書受理・処理状況の不開示決定に関する件」）

申請者等少数国に係る本件情報を開示した場合には、申請者数が少なく、かつ、認定者数がごく少数に限られることになることから、在日関係機関等において、既に保有している情報と照合することにより、あるいは、難民認定申請があったことを知ったことを契機に新たな調査等を行うことにより得られる他の情報と照合することによって、当該国人が特定される可能性は、否定できないと言ふべきである。

したがって、難民に関する情報の特殊性に照らし、在日関係機関等が保有し、又は入手可能な情報と照合することにより、難民認定の申請をし、又はその認定を受けた個人を識別することができることとなる情報に該当するものと認めるのが相当である。

資料4 特定人基準を採用した判例・答申例

三重県情報公開審査会答申（答申第399号）平成25年6月21日

いじめの重大事案に関し当該児童生徒の背後事情ともいえる付加的な情報が詳細に記載されている。一般人を基準にした場合は当該児童生徒を特定し得るとは認められないが、特別の情報を有する関係者を基準にした場合には結びつく。

資料5 特定人基準を採用した判例・答申例

大阪市情報公開審査会答申（答申第319号）平成24年7月23日

特段の配慮を要すべき情報の場合は、当該個人の識別性について慎重に検討する必要がある。当該個人の識別性を検討するに当たっては、照合の対象となる「他の情報」として、仮に当該個人が居住する地域の住民等であれば保有している情報又は通常入手可能であると考えられる情報も含まれる。

横浜市いじめ問題専門委員会委員名簿

(五十音順・敬称略)

専門分野	所属等	氏名	任期 (2年間)
心理	大妻女子大学大学院非常勤講師	イシダ タエヨ 石田 多枝子	H29.6.15 ～H31.6.14
教育	横浜国立大学名誉教授・東京医療学 院大学教授	オカダ モリヒロ 岡田 守弘	H28.5.12 ～H30.5.11
★ 法律	横浜マリン法律事務所(弁護士)	カゲヤマ ヒデヒト 影山 秀人	H28.5.12 ～H30.5.11
法律	沢藤総合法律事務所(弁護士)	カンダ ユウヨ 神田 木綿子	H29.6.15 ～H31.6.14
福祉	神奈川県立保健福祉大学教授	コバヤシ マサシ 小林 正稔	H28.5.12 ～H30.5.11
★ 教育	大正大学非常勤講師 星槎大学非常勤講師	コンドウ ショウイチ 近藤 昭一	H29.6.15 ～H31.6.14
法律	田口法律事務所(弁護士)	タグチ サチコ 田口 幸子	H28.5.12 ～H30.5.11
医療	児童精神科医(元横浜市立附属病院 児童精神科部長)	タケウチ ナオキ 竹内 直樹	H28.5.12 ～H30.5.11
医療	横浜市中央児童相談所担当部長(医 務担当課長)	タサキ ミドリ 田崎 みどり	H28.5.12 ～H30.5.11
教育	星槎大学教授	ニシムラ テツオ 西村 哲雄	H28.5.12 ～H30.5.11
福祉	上智大学非常勤講師	ヨコイ ヨウコ 横井 葉子	H29.6.15 ～H31.6.14
心理	東海大学教授	ヨシカワ レイコ 芳川 玲子	H28.5.12 ～H30.5.11

臨時委員			
専門分野	所属等	氏名	任期
★ 法律	高橋良法律事務所(弁護士)	タカハシ リョウ 高橋 良	H29.7.20～ 審議終了まで
★ 法律	川島法律事務所(弁護士)	ナカムラ マユミ 中村 真由美	H29.7.20～ 審議終了まで